資　料　編

第１　条例・規則

１　横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

制　　定　平成 4 年 9 月 25 日条例第 44 号
最近改正　平成 19 年 9 月 28 日条例第 53 号

目　次

第 1 章　総則（第 1 条―第 6 条）
第 2 章　市民の参加及び協力（第 7 条―第 13 条）
第 3 章　減量化及び資源化の推進（第 14 条―第 22 条）
第 4 章　廃棄物の適正処理（第 23 条―第 38 条）
第 4 章の 2　生活環境影響調査の結果の縦覧等の手続（第 38 条の 2―第 38 条の 6）
第 5 章　一般廃棄物処理計画（第 39 条・第 40 条）
第 6 章　地域の清潔の保持等（第 41 条―第 43 条）
第 7 章　手数料等（第 44 条―第 47 条の 4）
第 8 章　雑則（第 48 条―第 51 条）
附則

第 1 章　総則

(目的)

第 1 条　この条例は、市民の健康で文化的な生活を確保するためには、資源を循環利用し、かつ、廃棄物の発生を限りなく抑制する社会の実現を目指して総合的な廃棄物対策を的確に実施する必要があることにかんがみ、これに対応するため、横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を推進するために必要な事項を定めることにより、資源の有効な利用、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条　この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)の例による。

2　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 減量化　廃棄物の発生を抑制することをいう。

(2) 資源化　活用されなければ不要である物又は廃棄物を再び使用し、原材料として利用し、熱源として利用すること等をいう。

(横浜市の責務)

第 3 条　横浜市は、あらゆる施策を通じて、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持の推進に必要な措置を講じなければならない。

2　横浜市は、前項の施策の実施に当たっては、計画の策定、施設の整備、市民の参加及び協力の推進その他必要な措置を講じなければならない。

3　横浜市は、前 2 項に定める責務を果たすため、必要と認められる情報の収集、調査研究、技術の開発等に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条　事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化及び資源化に努めるとともに、事業活動に伴って発生した廃棄物(以下「事業系廃棄物」という。)を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2　事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に関する横浜市の施策に積極的に協力しなければならない。

(市民の責務)

第 5 条　市民は、廃棄物の分別排出の促進等により、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を推進するとともに、その実施に当たっては、相互に協力するよう努めなければならない。

2　市民は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持に関する横浜市の施策に積極的に協力しなければならない。

(相互協力)

第 6 条　横浜市、事業者及び市民は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持の推進に当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない。

第 2 章　市民の参加及び協力

(市民の参加及び協力)

第 7 条　市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理を推進するために必要な施策の策定及び実施に当たっては、市民の参加及び協力の下で行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(啓発活動)

第 8 条　市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民の意識の啓発を図るよう必要

な措置を講じなければならない。

(市民の活動への援助)

第 9 条　市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民の自主的な活動に対し、情報、技術等の提供その他必要な援助を行わなければならない。

(横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会)

第 10 条　減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第 11 条　審議会は､委員 20 人以内をもって組織する。

2　委員は、学識経験のある者、横浜市の住民その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(平 16 条例 74・一部改正)

(委員の任期等)

第 12 条　委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

3　前条及び前 2 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境事業推進委員)

第 13 条　市長は、社会的信望があり、かつ、減量化、資源化、一般廃棄物の適正処理、地域の清潔の保持等の推進に熱意と識見を有する者のうちから、環境事業推進委員を委嘱することができる。

2　環境事業推進委員は、減量化、資源化、一般廃棄物の適正処理、地域の清潔の保持等の推進に関する横浜市の施策への協力その他の活動を行う。

第 3 章　減量化及び資源化の推進

(横浜市の減量化及び資源化)

第 14 条　横浜市は、その業務の遂行に当たっては、減量化及び資源化の推進に努めなければならない。

(事業者の減量化及び資源化)

第 15 条　事業者は､物の製造､加工､販売等に際して､長期間使用することが可能な製品、容器等の開発、製品、容器等の修理及び回収体制の確保等により、減量化に努めなければならない。

2　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生利用等の容易な製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等の再生利用等の方法を市民に周知し、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に定める再生資源をいう。)及び再生品を利用すること等により、資源化に努めなければならない。

(平 12 条例 81・一部改正)

(再生利用等促進物)

第 16 条　市長は、再生利用等を促進する必要があると認められる製品、容器等を再生利用等促進物として指定することができる。

2　再生利用等促進物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自ら再生利用等促進物の回収を行うこと等により、その再生利用等の促進に努めなければならない。

3　市長は、再生利用等促進物の再生利用等が促進されるよう、事業者及び市民と協力して、再生利用等促進物の周知、その再生利用等の啓発等に努めなければならない。

(適正包装の推進)

第 17 条　事業者は､物の製造､加工､販売等に際して､再び使用することが可能な容器、包装材等を使用するように努めるとともに、使用後の容器、包装材等の回収を行うこと等により、減量化及び資源化の推進に努めなければならない。

2　市長は、事業者が物の販売等を行う場合の適正な包装の指針(以下「適正包装指針」という。)を策定し、これを告示するものとする。

3　事業者は、物の販売等に当たっては、適正包装指針に従うよう努めなければならない。

4　市長は、適正な包装の推進を図るため、第 2 項に規定する適正包装指針を策定するほか、事業者に対し必要と認める協力を求め、事業者及び市民の意識の啓発並びに適正な包装の実施に努めている事業者の周知を図ること等の措置を講じなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第 18 条　事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者は、当該事業用大規模建築物から発生する事業系廃棄物の減量化及び資源化を図らなければならない。

2　事業用大規模建築物の占有者は、事業系廃棄物の減量化及び資源化に関し、当該事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

(計画書の提出)

第 19 条　事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、当該事業用大規模建築物から発生した事業系廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画書(以下「減量化・資源化等計画書」という。)を毎年 1 回、市長に提出しなければならない。

2　事業用大規模建築物の所有者は、減量化・資源化等

計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(廃棄物管理責任者)

第 20 条　事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

(改善勧告及び公表)

第 21 条　市長は、事業用大規模建築物の所有者が第 18 条第 1 項、第 19 条又は前条の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2　市長は、前項の規定により勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(受入拒否)

第 22 条　市長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第 2 項の規定による公表の後においても、同条第 1 項の規定による勧告に従わなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の受入れを拒否することができる。

第 4 章　廃棄物の適正処理

(土地占有者等の自己処分の原則)

第 23 条　土地又は建築物の占有者及び使用者(事業者を除き、占有者及び使用者がない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。)は、容易に処分することができる一般廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法により、自ら処分するよう努めなければならない。

(平 19 条例 53・一部改正)

(事業者の自己処理責任等)

第 24 条　事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第 25 条　占有者等又は事業者は、自ら一般廃棄物の運搬(横浜市の処理施設における排出を除く。)又は処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号。以下「政令」という。)第 3 条又は第 4 条の 2 に定める基準に従わなければならない。

(平 19 条例 53・平 10 条例 53・一部改正)

(家庭から排出される廃棄物の排出)

第25条の2　占有者等は、法第6条第1項の規定により横浜市が定めた一般廃棄物処理計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)に定める分別の区分及び排出方法に従い、家庭から排出される廃棄物を排出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平 19 条例 53・追加)

(事業系廃棄物の排出)

第25条の3　事業者は、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従い、事業系廃棄物を一般廃棄物処理計画に定める排出場所に排出しなければならない。

(平 19 条例 53・追加)

(改善勧告等及び命令)

第25条の3の2　市長は、占有者等が第25条の2の規定に違反して一般廃棄物処理計画に定める分別の区分に従わずに家庭から排出される廃棄物を排出していると認めるときは、当該占有者等に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2　市長は、占有者等が第25条の2の規定に違反して一般廃棄物処理計画に定める分別の区分に従わずに家庭から排出される廃棄物を排出していると認めるときは、当該占有者等に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

第25条の3の3　市長は、事業者が第25条の3の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2　市長は、前項の規定により勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3　市長は、前項の規定により公表された者が、第 1 項の規定による勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(平 19 条例 53・追加)

(受入拒否)

第 25 条の 3 の 4　市長は、前条第 3 項の規定により命令を受けた者が、第 25 条の 3 の規定に違反して自ら搬入した事業系廃棄物を横浜市の処理施設に排出したときは、期限を定めて、その者が搬入する事業系廃棄物（その者が排出する事業系廃棄物に限る。）の受入れを拒否することができる。

(平 19 条例 53・追加)

(家庭から排出された廃棄物の所有権)

第 25 条の 4　一般廃棄物処理計画に従って家庭から排出された廃棄物の所有権は、横浜市に帰属するものとする。

(平 19 条例 53・一部改正・平 16 条例 13・追加)

(廃棄物の持去りの禁止)

第 25 条の 5　市長が指定する事業者以外の者は、前条の廃棄物を持ち去ってはならない。

(平 16 条例 13・追加)

(横浜市が処理する事業系廃棄物)

第 26 条　横浜市は、事業系廃棄物で産業廃棄物以外のもの(以下「事業系一般廃棄物」という。)について、一般廃棄物処理計画に基づき、その処分を行うほか、次に掲げるものに限り、収集及び運搬を行うものとする。

(1) 住居に併置する事業所で規則で定めるものにおいて排出される事業系一般廃棄物で、その排出量が規則で定める量を超えないもの

(2) 規則で定める福祉関係事業所において排出される事業系一般廃棄物で、その排出量が規則で定める量を超えないもの

(3) 管路収集施設を利用している事業所において当該施設を利用して排出される事業系一般廃棄物

(4) 仮設便所から排出されるし尿(事業系一般廃棄物に限る。)

(5) 緊急かつやむを得ない事情があると市長が認めた事業系一般廃棄物

2　法第 11 条第 2 項の規定に基づき横浜市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と合わせて処分することができる産業廃棄物で、事業者に処分させることが生活環境の保全上支障があると認められるものその他公益上横浜市が処分する必要があると認められるものとする。

3　前項の規定により横浜市が処分する産業廃棄物は、市長が定めて告示するものとする。

(平 12 条例 81・平 16 条例 74・一部改正)

(事業者の届出等)

第 27 条　前条第 1 項第 1 号から第 3 号までの事業系一般廃棄物を排出する事業者は、規則で定めるところにより、当該事業系一般廃棄物の種類、予測数量その他市長が必要と認める事項を市長に届け出なければならない。この場合において、一の建築物内で事業を営む事業者のうち 2 以上の事業者が届け出るときは、それらの事業者に代わり、当該建築物の所有者又は当該建築物の維持管理について権限を有する者が届け出ることができる。

2　前項の規定により届出をした者は、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3　第 1 項の規定により届出をした者は、当該事業系一般廃棄物を、市長が定める方法により排出しなければならない。

(平 12 条例 81・全改)

(製品等の適正処理の確保)

第 28 条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、廃棄物となった場合に適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努めること、当該製品、容器等の使用者等に対しその適正な処理方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその処理が困難になることがないようにしなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第 29 条　市長は、製品、容器等で、廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。

2　市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

(排出禁止物)

第 30 条　占有者等及び事業者は、法第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき横浜市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

(1) 有害性物質を含むもの

(2) 著しく悪臭を発するもの

(3) 危険性のあるもの

(4) 容積又は重量の著しく大きいもの

(5) 前各号に定めるもののほか、横浜市の行う処理に著しい支障を及ぼすもの

2　占有者等又は事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物の保管、運搬、処分等を行おうとするとき、又は特別管理一般廃棄物を排出しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(廃棄物の保管場所の設置)

第 31 条　事業用の建築物を所有する者又は建設しようとする者(以下「建築物所有者等」という。)は、その建築物又は建築物の敷地内に、規則で定める基準に従い、事業系廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2　事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物建設者」という。)は、前項の保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(再生利用等の対象となる廃棄物保管場所の設置)

第 32 条　事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又はその敷地内に、再生利用等の対象となる事業系廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

2　事業用大規模建築物建設者は、当該事業用大規模建

築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、再生利用等の対象となる事業系廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(改善勧告及び公表)

第 33 条　市長は、建築物所有者等若しくは事業用大規模建築物建設者が第 31 条の規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物建設者が前条第 2 項の規定に違反していると認めるときは、当該建築物所有者等又は事業用大規模建築物建設者に対し、保管場所の設置その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2　市長は、前項の規定により勧告を受けた建築物所有者等又は事業用大規模建築物建設者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(受入拒否)

第 34 条　市長は、建築物所有者等又は事業用大規模建築物建設者が前条第 2 項の規定による公表の後においても、同条第 1 項の規定による勧告に従わなかったときは、当該建築物又は事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の受入れを拒否することができる。

(開発事業に関する事前協議)

第 35 条　規則で定める開発事業を行おうとする者は、当該開発事業の計画の策定に当たっては、その開発事業を行う区域から当該開発事業の完了後に生じる廃棄物の適正な処理方法等について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(廃棄物搬入の届出)

第 36 条　占有者等又は事業者は、一般廃棄物又は第 26 条第 2 項に規定する横浜市が処理する産業廃棄物を横浜市の処理施設に搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその種類、数量その他市長が必要と認める事項を市長に届け出なければならない。

(事業系一般廃棄物管理票)

第 37 条　規則で定める事業者は、その事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合で、当該運搬を一般廃棄物収集運搬業者に委託して行うときは、規則で定めるところにより、当該一般廃棄物収集運搬業者(以下「受託一廃運搬業者」という。)に対し、当該委託に係る事業系一般廃棄物の種類、排出場所その他の事項を記載した事業系一般廃棄物管理票を交付しなければならない。

2　受託一廃運搬業者は、運搬を委託された事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬しようとする場合は、前項の規定により交付を受けた事業系一般廃棄物管理票及びその写しを市長に提出しなければならない。

3　市長は、受託一廃運搬業者が委託された事業系一般廃棄物の運搬を終了したと認めるときは、事業系一般廃棄物管理票に、規則で定めるところにより、必要な事項を記載し、当該受託一廃運搬業者に回付しなければならない。

4　前項の場合において、受託一廃運搬業者は、当該運搬を委託した事業者に対し、市長から回付を受けた事業系一般廃棄物管理票を送付しなければならない。

5　市長は、受託一廃運搬業者が事業系一般廃棄物管理票を提出しないとき、又は提出された事業系一般廃棄物管理票に虚偽の記載があると認めるときは、当該事業系一般廃棄物の横浜市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(産業廃棄物管理票)

第 38 条　規則で定める事業者は、その産業廃棄物を横浜市の処理施設に運搬する場合で、当該運搬を産業廃棄物収集運搬業者に委託して行うときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物収集運搬業者(以下「受託産廃運搬業者」という。)に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類、排出場所その他の事項を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならない。

2　受託産廃運搬業者は、運搬を委託された産業廃棄物を横浜市の処理施設に運搬しようとする場合は、前項の規定により交付を受けた産業廃棄物管理票及びその写しを市長に提出しなければならない。

3　市長は、受託産廃運搬業者が委託された産業廃棄物の運搬を終了したと認めるときは、産業廃棄物管理票に、規則で定めるところにより、必要な事項を記載し、当該受託産廃運搬業者に回付しなければならない。

4　前項の場合において、受託産廃運搬業者は、当該運搬を委託した事業者に対し、市長から回付を受けた産業廃棄物管理票を送付しなければならない。

5　市長は、受託産廃運搬業者が産業廃棄物管理票を提出しないとき、又は提出された産業廃棄物管理票に虚偽の記載があると認めるときは、当該産業廃棄物の横浜市の処理施設への受入れを拒否することができる。

第4章の2　生活環境影響調査の結果の縦覧等の手続

(平10条例53・追加)

(対象施設の種類)

第38条の2　法第9条の3第2項(同条第8項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)の種類は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

(平10条例53・追加)

(縦覧等の公告)

第38条の3　市長は、法第9条の3第2項の規定により調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、その旨を公告するものとする。

(平10条例53・追加)

(縦覧の場所及び期間)

第38条の4　法第9条の3第2項の規定による調査書の縦覧の場所は、市長が前条の公告において指定するものとする。

2　法第9条の3第2項の規定による調査書の縦覧の期間は、前条の公告の日から起算して1月間とする。

(平10条例53・追加)

(意見書の提出先及び提出期限)

第38条の5　法第9条の3第2項の規定による意見書の提出先は、市長が第38条の3の公告において指定するものとする。

2　法第9条の3第2項の規定による意見書の提出期限は、前条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

(平10条例53・追加)

(環境影響評価との関係)

第38条の6　対象施設の設置又は変更(法第9条の3第7項の規定による届出を要する場合に限る。)に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、前3条に定める手続を経たものとみなす。

(1)　環境影響評価法(平成9年法律第81号)に基づく環境影響評価の手続において、同法第27条の規定による評価書の公告があったとき。

(2)　横浜市環境影響評価条例(平成10年10月横浜市条例第41号)に基づく環境影響評価の手続において、同条例第25条の規定による報告書の公告があったとき(同条例附則第2項の規定により、同条例第24条に規定する報告書とみなされた書類の公告があったときを含む。)。

(平10条例53・追加)

第5章　一般廃棄物処理計画

(一般廃棄物処理計画)

第39条　横浜市は、一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(平19条例53・一部改正)

(一般廃棄物処理計画の策定等)

第40条　市長は、一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。

2　市長は、一般廃棄物処理計画を策定したときは、これを告示するものとする。

3　前2項の規定は、一般廃棄物処理計画を変更する場合に準用する。

第6章　地域の清潔の保持等

(公共の場所の清潔の保持等)

第41条　何人も、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

2　前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所に公衆用ごみ容器を設けること等により、当該公共の場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられることのない環境づくりに努めなければならない。

3　第1項に規定する公共の場所の管理者は、資源化を推進するため、再生利用等が可能な廃棄物を分別して回収できるような施設、設備等を備えるよう努めなければならない。

(土地の管理)

第42条　土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、その所有し、占有し、又は管理する土地にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう必要な措置を講じなければならない。

2　市長は、土地所有者等が前項の規定に違反している場合で、当該土地の周囲の住民の生活環境を著しく害していると認めるときは、その土地所有者等に対して、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(あき缶等の散乱防止)

第43条　市長は、あき缶等の散乱を防止するため、市民に対して意識の啓発を図るとともに、市長が指定する区域内において市長が指定する製品、容器等の回収を促進するよう必要な措置を講ずることができる。

第7章　手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第44条　横浜市が一般廃棄物を収集し、運搬し、又は処分する場合は、別表第1に定める額の手数料を徴収する。

2　前項の手数料徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

3　特別の取扱いを要する場合又は処理作業が困難な場合は、第1項の手数料の5割以内において規則で定める額を加算することができる。

(平5条例57・平8条例18・平12条例45・平12条例81・一部改正)

(手数料の減免等)

第45条　市長は、災害その他やむを得ない事情があると認める場合は、前条第1項又は第3項に定める手数料を減免することができる。

2　前条第1項又は第3項の規定により徴収した手数料は、返還しない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

3　前条及び前2項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(平8条例18・平12条例81・一部改正)

(産業廃棄物処分費用)

第46条　法第13条第2項の規定に基づき横浜市が産業廃棄物を処分した場合に徴収する処分に要する費用(以下「処分費用」という。)の額は、別表第2のとおりとする。

2　前項に定めるもののほか、処分費用の徴収については、第44条第2項及び第3項並びに前条第3項の規定を準用する。

(平8条例18・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等)

第47条　法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1)　一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料
1件につき　10,000円

(2)　一般廃棄物処分業許可申請手数料
1件につき　10,000円

(3)　一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料
1件につき　10,000円

(4)　一般廃棄物処分業変更許可申請手数料
1件につき　10,000円

(5)　一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料
1件につき　5,000円

(6)　一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料
1件につき　5,000円

(平15条例53・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の設置許可申請手数料等)

第47条の2　法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者、法第9条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の許可に係る法第8条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更の許可を受けようとする者、これらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするもの、法第9条の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可を受けようとする者又は法第9条の6第1項の規定により法人の合併若しくは分割の認可を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1)　一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料
ア　法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの　1件につき　130,000円
イ　その他の一般廃棄物処理施設に係るもの
1件につき　110,000円

(2)　一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料
ア　法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの　1件につき　120,000円
イ　その他の一般廃棄物処理施設に係るもの
1件につき　100,000円

(3)　一般廃棄物処理施設／設置／変更／許可証再交付申請手数料　1件につき5,000円

(4)　一般廃棄物処理施設／譲受け／借受け／許可申請手数料　1件につき73,000円

(5)　一般廃棄物処理施設／合併／分割／認可申請手数料　1件につき　73,000円

(平12条例45・追加、平12条例81・平13条例24・一部改正)

(産業廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等)

第47条の3　法第14条第1項若しくは第6項、法第14条の4第1項若しくは第6項の規定により産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業(以下「産業廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者、法第14条第2項若しくは第7項、法第14条の4第2項若しくは第7項の規定により産業廃棄物収集運搬業等の許可の更新を受けようとする者、法第14条の2第1項若しくは法第14条の5第1項の規定により産業廃棄物収集運搬業等

の事業範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料
1件につき 81,000円
(2) 産業廃棄物処分業許可申請手数料
1件につき 100,000円
(3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料
1件につき 81,000円
(4) 特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料
1件につき 100,000円
(5) 産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料
1件につき 73,000円
(6) 産業廃棄物処分業許可更新申請手数料
1件につき 94,000円
(7) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 74,000円
(8) 特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料
1件につき 95,000円
(9) 産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料
1件につき 71,000円
(10)産業廃棄物処分業変更許可申請手数料
1件につき 92,000円
(11)特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 72,000円
(12)特別管理産業廃棄物処分業変更許可申請手数料
1件につき 95,000円
(13)産業廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料
1件につき 5,000円
(14)産業廃棄物処分業許可証再交付申請手数料
1件につき 5,000円
(15)特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円
(16)特別管理産業廃棄物処分業許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円

(平12条例45・追加、平15条例53・一部改正)

(産業廃棄物処理施設の設置許可申請手数料等)

第47条の4 法第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者、法第15条の2の5第1項の規定により産業廃棄物処理施設の許可に係る法第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更の許可を受けようとする者、これらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするもの、法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定により産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可を受けようとする者又は法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定により法人の合併若しくは分割の認可を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料
ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 140,000円
イ その他の産業廃棄物処理施設に係るもの
1件につき 120,000円
(2) 産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料
ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 130,000円
イ その他の産業廃棄物処理施設に係るもの
1件につき 110,000円
(3) 産業廃棄物処理施設／設置／変更／許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円
(4) 産業廃棄物処理施設／譲受け／借受け／許可申請手数料 1件につき 73,000円
(5) 産業廃棄物処理施設／合併／分割／認可申請手数料 1件につき 73,000円

(平12条例45・追加、平12条例81・平13条例24・平15条例53・一部改正)

第8章 雑則

(報告の徴収等)

第48条 市長は、法第18条に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要と認める者に対し、当該廃棄物の処理に関し必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入調査)

第49条 市長は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第50条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第51条 詐欺その他不正の行為により、手数料及び処分費用の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額

の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

2　第25条の3の2第2項の規定による命令を受けた日から1年以内に、第25条の2の規定に違反して一般廃棄物処理計画に定める分別の区分に従わずに家庭から排出される廃棄物を排出した者は、2,000 円以下の過料に処する。

(平19条例53・追加)

3　第25条の3の3第3項の規定による命令を受けた日から1年以内に、第25条の3の規定に違反した者は、2,000 円以下の過料に処する。

(平19条例53・追加)

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定は、平成4年11月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の際現に事業系一般廃棄物の収集、運搬又は処分を横浜市に依頼している事業者に関する第27条第1項の規定の適用については、第27条第1項中「依頼しようとするときは」とあるのは、「既に依頼している場合においては、この条例の施行の日から3箇月以内に」とする。

3　この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料又は処分費用について適用し、同日前の廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料又は処分費用については、なお従前の例による。

附　則(平成5年9月条例第57号)

(施行期日)

1　この条例は、平成6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附　則(平成8年3月条例第18号)

(施行期日)

1　この条例は、平成9年1月1日から施行する。ただし、第27条第2項の改正規定は、平成8年9月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、新条例別表第1の家庭から排出される粗大ごみを横浜市が収集し、運搬し、及び処分するときの手数料に係る規定は、この条例の施行の日以後に横浜市に粗大ごみの収集、運搬及び処分を依頼する場合の手数料について適用する。

附　則(平成10年12月条例第53号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成11年5月規則第60号により同年6月12日から施行)

附　則(平成12年3月条例第45号)

(施行期日)

1　この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附　則(平成12年12月条例第81号)

(施行期日)

1　この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定(第47条の2第4号及び第5号並びに第47条の4第4号及び第5号の規定を除く。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料及び産業廃棄物の処分費用について適用し、施行日前の一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料及び産業廃棄物の処分費用については、なお従前の例による。

3　新条例第47条の2第4号及び第5号並びに第47条の4第4号及び第5号の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用する。

附　則(平成13年3月条例第24号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附　則(平成15年10月条例第53号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附　則(平成16年3月条例第13号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附　則(平成 16 年 12 月条例第 74 号)

(施行期日)

1　この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第 26 条第 1 項及び別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に横浜市にし尿の収集、運搬及び処分を依頼する場合の手数料について適用し、同日前に横浜市にし尿の収集・運搬及び処分を依頼する場合の手数料については、なお従前の例による。

附　則(平成 17 年 3 月条例第 56 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月条例第 53 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 25 条の次に 5 条を加える改正規定（第 25 条の 2 及び第 25 条の 3 に係る部分を除く。）及び第 51 条に 2 項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

別表第 1(第 44 条第 1 項)

(平 5 条例 57・平 8 条例 18・平 12 条例 81・平 16 条例 74・平 17 条例 56・一部改正)

種別	取扱区分	手数料の額
動物の死体		1 個につき 6,500 円
し尿	第 26 条第 1 項第 4 号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合	便器 1 基につき 3,000 円
動物の死体及びし尿以外の一般廃棄物	(1)　第 26 条第 1 項第 3 号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合	1 キログラムにつき　26 円
	(2)　第 26 条第 1 項第 5 号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合	事業系一般廃棄物の性状、排出方法等を勘案して市長がその都度定める額
	(3)　家庭から排出される粗大ごみを横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合並びに排出者が市長が指定する横浜市の施設に搬入した当該粗大ごみを横浜市が処分する場合	1 キログラムにつき 26 円を基準として品目別に規則で定める額。ただし、適正処理困難物については、第 44 条第 3 項の規定に基づき規則で定める額を加算する。
	(1)　市長が指定する横浜市の施設に搬入された一般廃棄物を横浜市が処分する場合	1 キログラムにつき　13 円
	(2)　前号の場合において、同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるとき。	1 立方メートルにつき 3,250 円

備考　動物の死体及びし尿以外の一般廃棄物の手数料を算出する基礎となる数量が 1 キログラム若しくは 1 立方メートル未満のとき、又はその数量に 1 キログラム若しくは 1 立方メートル未満の端数があるときは、その数量を 1 キログラム又は 1 立方メｰﾄﾙとして計算する。

別表第 2(第 46 条第 1 項)

(平 10 条例 53・平 12 条例 81・一部改正)

取扱区分	費用の額
(1)　南本牧廃棄物最終処分場以外の横浜市の施設で処分する産業廃棄物	1 キログラムにつき 13 円
(2)　前号の産業廃棄物のうち、同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるもの	1 立方メートルにつき 3,250 円
(1)　南本牧廃棄物最終処分場で処分する政令第 6 条第 1 項第 3 号イに掲げる産業廃棄物又は建設工事に伴い発生する土砂を主成分とする汚泥	1 キログラムにつき 13 円
(2)　南本牧廃棄物最終処分場で処分する産業廃棄物のうち、前号の産業廃棄物以外のもの	1 キログラムにつき 15 円 50 銭

備考　産業廃棄物の処分に要する費用の額を算出する基礎となる数量が 1 キログラム若しくは 1 立方メートル未満のとき、又はその数量に 1 キログラム若しくは 1 立方メートル未満の端数があるときは、その数量を 1 キログラム又は 1 立方メートルとして計算する。

２　横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則

制　　定　平成５年２月25日　規則第５号
最近改正　平成20年３月31日　規則第22号

(趣旨)

第１条　この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成4年９月横浜市条例第44号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条　この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(環境事業推進委員)

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

(指導員)

第４条　土地又は建築物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。)及び事業者に対し、廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関して、主として啓発指導の職務を行わせるため、資源循環局に指導員を置く。

2　指導員は、横浜市職員のうちから市長が任命する。

3　指導員は、第１項の職務を行う場合は、その身分を示す証明書(第１号様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平17規則54・一部改正)

第５条　削除

(平7規則34)

(事業用の大規模建築物)

第６条　条例第18条第１項の規則で定める事業用の大規模建築物は、次のとおりとする。

(1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第２条第２項に規定する大規模小売店舗

(2) 小売店舗のうち小売業を行うための店舗の用に供する部分の延べ床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの

(3) 前２号に定めるもののほか、事業の用に供する部分の延べ床面積が3,000平方メートル以上(同一敷地内に2以上の建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第２条第１号に規定する建築物をいう。以下同じ。)がある場合にあっては、それぞれの建築物の事業の用に供する部分の延べ床面積の合計が3,000平方メートル以上)の建築物

(平12規則111・一部改正)

(減量化・資源化等計画書)

第７条　条例第19条第１項に規定する減量化･資源化等計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 建築物の名称、所在地及び事業の用に供する部分の延べ床面積

(2) 廃棄物及び再生利用等の対象となる廃棄物の保管場所

(3) 廃棄物収集運搬業者及び再生資源回収業者の名称

(4) 前年度の処理実績及び当該年度の処理計画

(5) その他市長が必要と認める事項

2　事業用大規模建築物の所有者は、毎年５月31日までに減量化・資源化等計画書を市長に提出しなければならない。

(平17規則54・一部改正)

(廃棄物管理責任者)

第8条　条例第20条の規定に基づき選任する廃棄物管理責任者は、当該建築物の所有者又は当該建築物の維持管理について権限を有する者とする。

2　条例第20条の規定により廃棄物管理責任者の選任又は変更の届出をしようとする者は、選任又は変更のあった日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した廃棄物管理責任者選任(変更)届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 建築物の名称及び所在地

(2) 選任又は変更前及び変更後の廃棄物管理責任者の職名及び氏名

(平17規則54・一部改正)

(横浜市が収集及び運搬を行う事業系一般廃棄物排出事業所の要件)

第9条　条例第26条第1項第1号に規定する住居に併置する事業所で規則で定めるものは次のとおりとし、規則で定める排出量は7日間を平均して常時1日当たり(以下この条及び第12条において「1日平均」という。)3キログラム(事業系一般廃棄物を含む一般廃棄物の排出量が１日平均５キログラム以下であるときは、５キログラム)とする。

(1) 事業主のみの事業所で、当該事業主が当該住居に居住しているもの

(2) 事業主及び従業員の全部又は一部が当該住居に居住している事業所

(3) 従業員が主として事業主の親族により構成される事業所で、当該事業主又は当該事業主の親族である従業員のいずれかが当該住居に居住しているもの

2　条例第26条第１項第２号に規定する福祉関係事業所は次のとおりとし、規則で定める排出量は１日平均５キログラムとする。

(1) 横浜市が運営費等の補助金を交付している障害者地域作業所、障害者地域活動ホーム又は中途障害者地域活動センター
(2) 横浜市が運営費等の助成金を交付し、横浜保育室として認定している事業所
(平13規則54・追加、平17規則54・旧第9条の2繰上・一部改正)

(事業者の届出等)

第10条　条例第27条第1項の規定による届出をしようとする者は、条例第26条第1項第1号に定める一般廃棄物を排出する場合にあっては事業系一般廃棄物(住居併置事業所)処理届出書を、同項第2号に定める一般廃棄物を排出する場合にあっては事業系一般廃棄物(福祉関係事業所)処理届出書を、同項第3号に定める一般廃棄物を排出する場合にあっては事業系一般廃棄物(管路収集)処理届出書を、それぞれ次に掲げる事項を記載して市長に提出しなければならない。
(1) 事業系一般廃棄物(住居併置事業所)処理届出書
　ア　住居及び事業所の状況
　イ　事業主及び従業員の居住の状況
　ウ　廃棄物の排出量並びに廃棄物及び資源となるものの種類
(2) 事業系一般廃棄物(福祉関係事業所)処理届出書
　ア　福祉事業所の種類
　イ　廃棄物の排出量並びに廃棄物及び資源となるものの種類
(3) 事業系一般廃棄物(管路収集)処理届出書
　ア　建築物の名称、所在地及び用途
　イ　建築物又は事業所の規模
　ウ　廃棄物及び資源となるものの種類
(平8規則101・平13規則54・平17規則54・一部改正)

(一般廃棄物の新規処理の届出)

第11条　占有者等は、一般廃棄物(動物の死体を除く。)の収集、運搬又は処分を新たに受けようとする場合又は動物の死体を自ら処分することが困難な場合は、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

(多量の一般廃棄物の運搬の指示)

第12条　市長は、1日平均10キログラム以上又は一時に100キログラム以上の一般廃棄物を生ずる占有者等又は事業者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示することができる。
(平17規則54・一部改正)

(廃棄物の保管場所の設置基準)

第13条　条例第31条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。
(1) 廃棄物の運搬車等の通行及び収集作業を適正に行うことができる場所であること。
(2) 廃棄物を十分に収納することができる広さであること。
(3) 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
(4) 給排水、換気、採光等保管場所を衛生的かつ安全に維持管理するために必要な措置を講ずること。
(5) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
(6) 保管容器は、運搬車等への廃棄物の積替えが容易な構造とすること。
(平12規則111・一部改正)

(廃棄物保管場所等の設置の届出)

第14条　条例第31条第2項及び第32条第2項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した廃棄物保管場所設置届出書を市長に提出しなければならない。
(1) 建築物の名称、所在地及び事業の用に供する部分の延べ床面積
(2) 建築物の所有者
(3) 廃棄物の保管場所及び保管設備
(4) 再生利用等の対象となる廃棄物の保管場所
(平17規則54・全改)

(再生利用等の対象となる廃棄物保管場所の設置基準)

第15条　条例第32条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。
(1) 再生利用等の対象となる廃棄物の運搬車等の通行及び収集作業を適正に行うことができる場所であること。
(2) 再生利用等の対象となる廃棄物を十分に収納することができる広さであること。
(3) 再生利用等の対象となる廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
(4) 給排水、換気、採光等保管場所を衛生的かつ安全に維持管理するために必要な措置を講ずること。
(5) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
(6) 保管容器は、運搬車等への廃棄物の積替えが容易な構造とすること。
(7) 再生利用等の対象となる廃棄物の再生利用等が不可能とならないような構造とすること。
(平12規則111・一部改正)
第16条　削除
(平17規則54)

(開発事業)

第17条　条例第35条の規則で定める開発事業は、次の各号のうち開発面積が1ヘクタール以上のものとする。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項の開発行為

(2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項の土地区画整理事業

(廃棄物搬入の届出)

第18条　条例第36条の規定による届出は、一般廃棄物及び条例第26条第2項の規定に基づき横浜市が処理する産業廃棄物のうち、市長が定めるものにあっては一般廃棄物等搬入届出書(第12号様式)により搬入しようとする日の10日前から6日前までの間に、産業廃棄物(市長が定めるものを除く。)にあっては産業廃棄物搬入届出書(第13号様式)により搬入しようとする日の3日前までに行わなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、廃棄物を横浜市の処理施設に継続して搬入すると市長が認める者の条例第36条の規定による届出は、一般廃棄物及び条例第26条第2項の規定に基づき横浜市が処理する産業廃棄物のうち、市長が定めるものにあっては一般廃棄物等継続搬入届出書(第14号様式)により、産業廃棄物(市長が定めるものを除く。)にあっては産業廃棄物継続搬入届出書(第15号様式)により市長が定める日までに行わなければならない。

(平6規則99・平7規則34・一部改正)

(事業系一般廃棄物管理票)

第19条　条例第37条第1項の規則で定める事業者は、常時1日平均100キログラム以上の一般廃棄物を排出する事業用大規模建築物を所有する者とする。

2　条例第37条第1項に規定する事業系一般廃棄物管理票には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 排出事業者の住所及び名称

(2) 排出場所の住所及び名称

(3) 事業系一般廃棄物管理票の交付年月日

(4) 事業系一般廃棄物管理票を作成した者の氏名

(5) 廃棄物の種類及び量

(6) 処理業者の名称

(7) その他市長が必要と認める事項

3　条例第37条第3項の規定により、市長が記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 事業系一般廃棄物を受け入れた処理施設の名称

(2) 事業系一般廃棄物を受け入れた年月日

(平17規則54・一部改正)

(産業廃棄物管理票)

第20条　条例第38条第1項の規則で定める事業者は、横浜市において産業廃棄物を排出する事業者その他特に市長が適当と認める事業者とする。

2　条例第38条第1項の産業廃棄物管理票の様式は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)様式第2号の6を適用する。

3　条例第38条第3項の規定により、市長が記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 産業廃棄物を受け入れた処理施設の名称

(2) 産業廃棄物を受け入れた年月日

(平17規則54・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請等)

第21条　法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者又は法第7条第2項若しくは第7項の規定により許可の更新を受けようとする者は、／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／／許可／許可更新／変更許可／申請書(第18号様式)を市長に提出しなければならない。

(平15規則105・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の変更許可申請)

第22条　法第7条第1項又は第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業等許可業者」という。)で、法第7条の2第1項の規定による事業範囲の変更の許可を受けようとするものは、／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／／許可／許可更新／変更許可／申請書を市長に提出しなければならない。

(平15規則105・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請事項の変更)

第23条　一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、前2条の申請書に記載した事項のうち、車両、船舶その他の運搬施設の種類及び数量を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を記載した許可申請事項変更申出書を市長に提出して、承認を受けなければならない。

2　一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、前2条の申請書に記載した事項(取扱廃棄物の種類、収集、運搬及び処分の別並びに前項に掲げるものを除く。)を変更したときは、変更した日から10日以内に、その旨を記載した許可申請事項変更届出書を市長に提出しなければならない。

(平17規則54・一部改正)

(許可基準)

第24条　法第7条第1項若しくは第6項又は第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可又は事業範囲の変更の許可をする場合の基準は、法第7条第5項各号又は第10項各号(これらの規定を法第7条の2第2項にお

いて準用する場合を含む。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 申請者が横浜市内に住所を有する者(法人にあっては、横浜市内に主たる事務所又は営業所を有する者)であること。

(2) 申請者が自ら業務を実施する者であること。

(3) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条に定める事項を実施するために必要な人員、車両その他の施設、設備、器材及び財政的基礎を有し、かつ、事業を的確に遂行することができる能力を有する者であること。

2 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の2第1項の規定により産業廃棄物収集運搬業若しくは産業廃棄物処分業(以下「産業廃棄物収集運搬業等」という。)の許可又は事業範囲の変更の許可をする場合の基準は、法第14条第5項各号又は第10項各号(これらの規定を法第14条の2第2項において準用する場合を含む。)に掲げるもののほか、申請者が政令第6条に定める事項を実施するために必要な人員、車両その他の施設、設備、器材及び財政的基礎を有し、かつ、事業を的確に遂行することができる能力を有する者であることとする。

3 法第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業(以下「特別管理産業廃棄物収集運搬業等」という。)の許可又は事業範囲の変更の許可をする場合の基準は、法第14条の4第5項各号又は第10項各号(これらの規定を法第14条の5第2項において準用する場合を含む。)に掲げるもののほか、申請者が政令第6条の5に定める事項を実施するために必要な人員、車両その他の施設、設備、器材及び財政的基礎を有し、かつ、事業を的確に遂行することができる能力を有する者であることとする。

(平13規則54・平15規則105・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可証の交付)

第25条 市長は、第21条又は第22条の規定による申請書を受理した場合において、一般廃棄物収集運搬業等の許可又は事業範囲の変更の許可をしたときは、／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証を申請者に交付するものとする。

2 市長は、第23条第1項の規定により承認したときは、変更承認書を申請者に交付するものとする。

3 市長は、第23条第2項の規定により受理した許可申請事項変更届出書が／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証を交付するものとする。

4 ／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平17規則54・一部改正)

(産業廃棄物収集運搬業等の許可証の交付)

第26条 市長は、法第14条の2第3項の規定により受理した産業廃棄物処理業／廃止／変更／届出書(省令第10条の10第2項に定める産業廃棄物処理業／廃止／変更／届出書をいう。)又は法第14条の5第3項の規定により受理した特別管理産業廃棄物処理業／廃止／変更／届出書(省令第10条の23第2項に定める特別管理産業廃棄物処理業／廃止／変更／届出書をいう。)がそれぞれ該当する許可証の記載事項に係るものであるときは、それぞれ該当する新たな許可証(省令第10条の2、第10条の6、第10条の14及び第10条の18に定める許可証をいう。次項及び次条第1項において同じ。)を交付するものとする。

2 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平12規則142・平17規則54・一部改正)

(処理業の許可証の再交付)

第27条 一般廃棄物収集運搬業等、産業廃棄物収集運搬業等又は特別管理産業廃棄物収集運搬業等(以下「処理業」という。)の許可を受けた者(以下「処理業者」という。)は、／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証及び許可証(以下「処理業の許可証」という。)を亡失し、き損し、又は汚損したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出て、処理業の許可証の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により処理業の許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書(第23号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業の廃止及び休止)

第28条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、その事業の全部又は一部を廃止したときは、廃止した日から10日以内に、その旨を記載した事業廃止届出書を市長に提出しなければならない。

2 処理業者は、その事業を休止したときは、休止した日から10日以内に、その旨を記載した事業休止届出書を市長に提出しなければならない。

(平17規則54・一部改正)

(処理業の許可の取消し等)

第29条 市長は、処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 法、条例若しくはこの規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(3) 第24条に規定する基準に該当しなくなったとき。

(4) 正当な理由がないのに1箇月以上事業の全部又は一部を

休止したとき(産業廃棄物収集運搬業等及び特別管理産業廃棄物収集運搬業等を除く。)。

2　市長は、前項の規定により許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、処理業の許可取消通知書(第26号様式)又は事業停止命令書(第27号様式)により行うものとする。

(処理業の許可証の返還)

第30条　処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、処理業の許可証を市長に返還しなければならない。

(1) 許可の有効期間が満了したとき。

(2) 許可を取り消されたとき。

(3) 処理業を廃止したとき。

2　処理業者は、事業の全部を休止した場合又は前条第1項の規定により事業の全部の停止を命ぜられた場合は、当該休止又は停止の期間、処理業の許可証を市長に返還しなければならない。

3　一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、第25条第1項の規定による事業範囲の変更の許可又は同条第3項の規定による許可申請事項の変更に伴う許可証の交付を受けるときは、変更前の許可証を市長に返還しなければならない。

4　法第14条第1項又は第6項の規定により産業廃棄物収集運搬業等の許可を受けた者(以下「産業廃棄物収集運搬業等許可業者」という。)又は法第14条の4第1項又は第6項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業等の許可を受けた者(以下「特別管理産業廃棄物収集運搬業等許可業者」という。)は、法第14条の2第1項若しくは第14条の5第1項の規定による事業範囲の変更の許可又は法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項の規定による許可申請事項の変更に伴い、それぞれ該当する許可証の交付を受けるときは、変更前のそれぞれ該当する許可証を市長に返還しなければならない。

(平12規則142・平15規則105・一部改正)

(実績報告書の提出)

第31条　一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する前月の実績を毎月20日までに、書面をもって、市長に報告しなければならない。

2　一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、前項の規定により4月分及び10月分の報告を行う場合においては、同項に規定する事業実績総括報告書を提出するとともに、当該月分のすべての排出事業所ごとの実績を、書面をもって、市長に報告しなければならない。

3　一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、第1項の規定により報告を行う場合において排出事業所に異動があるときは、当該異動が生じた排出事業所ごとの実績を前項に規定する事業実績報告書により市長に報告しなければならない。この場合において、当該異動が生じた排出事業所ごとの実績について、同項の規定による報告を行ったときは、この項の規定による報告を要しないものとする。

(平13規則54・平17規則54・一部改正)

(再生利用個別指定業)

第32条　省令第2条第2号若しくは第2条の3第2号又は第9条第2号若しくは第10条の3第2号の指定を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書(第29号様式)を市長に提出しなければならない。

2　省令第2条第2号若しくは第2条の3第2号又は第9条第2号若しくは第10条の3第2号の規定により指定を受けた者(以下「指定業者」という。)で、その事業範囲を変更しようとするものは、再生利用個別指定業変更指定申請書(第30号様式)を市長に提出しなければならない。

3　市長は、前2項に規定する申請書を受理した場合において、再生利用個別指定業の指定又は事業範囲の変更の指定をしたときは、再生利用個別指定業指定証(第31号様式)を申請者に交付するものとする。

4　指定業者は、第1項及び第2項の申請書に記載した事項(事業範囲の変更を除く。)を変更したときは、変更した日から10日以内に、再生利用個別指定業申請事項変更届出書(第32号様式)を市長に提出しなければならない。

5　市長は、前項の規定により受理した再生利用個別指定業申請事項変更届出書が再生利用個別指定業指定証の記載事項に係るものであるときは、新たな再生利用個別指定業指定証を届出者に交付するものとする。

6　指定業者は、再生利用個別指定業指定証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、遅滞なく、再生利用個別指定業指定証再交付申請書(第33号様式)を市長に提出して、再生利用個別指定業指定証の再交付を受けなければならない。

7　指定業者は、その事業の全部若しくは一部を廃止し、又は休止したときは、廃止し、又は休止した日から10日以内に、再生利用個別指定業廃止(変更)届出書(第34号様式)を市長に提出しなければならない。

8　市長は、指定業者が省令第2条第2号若しくは第2条の3第2号又は第9条第2号若しくは第10条の3第2号に該当しなくなったときは、再生利用個別指定業指定取消通知書(第35号様式)により、指定を取り消すことができる。

9　指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、再生利用個別指定業指定証を市長に返還しなければならない。

(1) 指定を取り消されたとき。

(2) 指定業を廃止したとき。

(3) 第2項の規定による事業範囲の変更の指定又は第4項の規定による指定申請事項の変更に伴う指定証の交付を受け

るとき。

(平5規則102・一部改正)

第33条　削除

(平17規則54)

(一般廃棄物処理施設の許可証の交付)

第33条の2　市長は、一般廃棄物処理施設の設置の許可又は変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設／設置／変更／許可証を申請者に交付するものとする。

2　市長は、省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項に規定する届出書の記載事項が、一般廃棄物処理施設／設置／変更／許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな一般廃棄物処理施設／設置／変更／許可証を交付するものとする。

3　一般廃棄物処理施設／設置／変更／許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平12規則142・追加、平17規則54・旧第33条の6繰上・一部改正)

(処理施設の使用前の検査申請書)

第34条　市長は、省令第4条の4第1項又は第12条の4第1項に規定する申請書により一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設(以下第38条までにおいて「処理施設」という。)の使用前の検査の申請があった場合において、法第8条第2項又は第15条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合すると認めるときは、処理施設検査済通知書により申請者に通知するものとする。

(平12規則142・全改、平17規則54・一部改正)

(処理施設に係る許可証の再交付)

第35条　第27条の規定は、処理施設に係る許可証の再交付について準用する。

(処理施設の維持管理状況の報告)

第36条　処理施設の設置者又は管理者は、当該処理施設の維持管理状況を記録するとともに、次に掲げる期日までに、又は市長の請求があったときはその都度、処理施設維持管理状況報告書(第38号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 処理施設が最終処分場である場合にあっては、前3箇月の状況をその月の末日

(2) 処理施設が焼却施設である場合にあっては、前6箇月の状況をその月の末日

(3) 前2号以外の一般廃棄物処理施設にあっては、前年の4月1日からその年の3月31日までの状況を毎年6月30日

(平10規則53・一部改正)

(処理施設の許可の取消し等)

第37条　市長は、法第9条の2、第9条の2の2、第9条の3第9項、第15条の2の6又は第15条の3の規定により、処理施設の許可を取り消し、改善を命じ、又は使用の停止を命ずるときは、処理施設の許可取消通知書(第39号様式)、処理施設の改善命令書(第40号様式)又は処理施設の使用停止命令書(第41号様式)により行うものとする。

(平6規則93・平10規則53・平15規則105・一部改正)

(処理施設の許可証の返還)

第38条　処理施設の設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、処理施設設置(変更)許可証(第33条の2第1項及び省令第12条の5に定める一般廃棄物処理施設／設置／変更／許可証及び産業廃棄物処理施設／設置／変更／許可証をいう。)を市長に返還しなければならない。

(1) 許可を取り消されたとき。

(2) 処理施設の全部を廃止したとき。

(平12規則142・平17規則54・一部改正)

(産業廃棄物処理施設実績報告書の提出)

第38条の2　産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、前年の4月1日からその年の3月31日までの当該処理施設ごとの産業廃棄物の処理実績を毎年6月30日までに、産業廃棄物処理施設実績報告書(第41号様式の2)により市長に報告しなければならない。

(平13規則54・追加)

(届出台帳の調製等)

第39条　法第19条の10第3項の規定による閲覧の請求は、最終処分場届出台帳閲覧請求書(第43号様式)により行うものとする。

(平10規則53・平12規則111・平13規則54・平17規則54・一部改正)

(排出事業者の届出等)

第40条　産業廃棄物を排出する事業者(工作物の新築、改築又は除去(以下「工作物の新築等」という。)を行う事業者にあっては、次に掲げる産業廃棄物を排出する事業者(以下「特定建設事業者」という。)に限る。)は、その事業を開始した日から14日以内(工作物の新築等にあっては、当該工作物の新築等に着手する日の7日前まで)に産業廃棄物排出事業所届出書(第44号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 特別管理産業廃棄物

(2) 石綿含有産業廃棄物(政令第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物をいい、石綿を含有する建設資材(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第2条第1項に規定する建設資材をいう。)の使用面積の合計が1,000平方メートル以上である工作物の新築等に伴って生じたものに限る。)

2　前項の規定により届出書を提出した事業者は、当該届出書に係る事業所を廃止し、又は当該届出書の記載事項に変

更を生じたときは、その日から14日以内に産業廃棄物排出事業所廃止(変更)届出書(第45号様式)を市長に提出しなければならない。

3　特定建設事業者は、その工作物の新築等に伴って生じた産業廃棄物のすべての処分が終了したことを確認した日から30日以内に産業廃棄物の排出の状況を産業廃棄物排出状況報告書(第46号様式)により市長に報告しなければならない。

4　前項の規定にかかわらず、産業廃棄物を排出する事業者は、産業廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進のために市長の請求があったときはその都度、産業廃棄物の排出の状況を同項の報告書により市長に報告しなければならない。

(平20規則22・全改)

(改善命令)

第41条　市長は、法第19条の3の規定により改善命令を行うときは、改善命令書(第47号様式)により行うものとする。

(措置命令)

第42条　市長は、法第19条の4、第19条の4の2、第19条の5又は第19条の6の規定により措置命令を行うときは、措置命令書(第48号様式)により行うものとする。

(平6規則93・平15規則105・一部改正)

第43条　削除

(平17規則54)

(一般廃棄物処理手数料等の徴収の基礎)

第44条　条例別表第1動物の死体及びし尿以外の一般廃棄物の項取扱区分の欄中「同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるとき」とは、1立方メートルの重さが250キログラム以下で、重さによることが適当でないと市長が認めるときをいう。

2　条例別表第2取扱区分の欄中「同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるもの」とは、1立方メートルの重さが250キログラム以下で、重さによることが適当でないと市長が認めるものをいう。

(平5規則102・平8規則101・平13規則54・平17規則54・一部改正)

(粗大ごみの処理手数料)

第44条の2　条例別表第1の規定により規則で定める家庭から排出される粗大ごみを横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合並びに排出者が市長が指定する横浜市の施設に搬入した当該粗大ごみを横浜市が処分する場合の手数料の額(条例第44条第3項の規定に基づき適正処理困難物について加算する額を含む。)は、別表第1のとおりとする。

(平8規則101・追加、平13規則54・一部改正)

(手数料等の加算の基準)

第45条　条例第44条第3項の規定により同条第1項の一般廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)に加算する場合及び額は、別表第2のとおりとする。

2　条例第46条第2項において準用する条例第44条第3項の規定により条例第46条第1項の産業廃棄物処分費用(以下「処分費用」という。)に加算する場合及び額は、別表第3のとおりとする。

(平8規則101・平13規則54・一部改正)

(手数料等の徴収)

第46条　動物の死体に係る手数料は、その都度徴収する。

2　次の各号に掲げる動物の死体以外の一般廃棄物に係る手数料は、それぞれ当該各号に定めるところにより徴収する。

(1) 条例第26条第1項第3号に規定する事業系一般廃棄物　別表第4に掲げる区分により2箇月分を徴収する。ただし、同表に掲げる期の中途から収集を開始し、又は期の中途で収集を停止した場合で、徴収する手数料が期の中途から、又は期の中途までの月分となるときは、当該期については1箇月分を徴収する。

(2) 仮設便所から排出されるし尿(事業系一般廃棄物に限る。)及び家庭から排出される粗大ごみ　収集し、運搬し、又は処分する前に、粗大ごみ納付書(第50号様式)により徴収する。ただし、仮設便所から排出されるし尿(事業系一般廃棄物に限る。)においては、市長が特に認めたものに限り、横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月横浜市規則第57号)第30号様式の1の納入通知書により徴収することができる。

(3) 市長の指定する施設へ搬入される一般廃棄物　その都度徴収する。

(4) 市長が特に前各号に掲げる方法以外の方法により手数料を徴収することが適当と認める一般廃棄物　市長が適当と認める方法により徴収する。

3　処分費用は、その都度徴収する。ただし、市長が特に他の徴収区分によることが適当と認めるときは、その徴収区分により徴収する。

4　条例第47条に規定する一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等、条例第47条の2に規定する一般廃棄物処理施設の設置許可申請手数料等、条例第47条の3に規定する産業廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等又は条例第47条の4に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可申請手数料等は、その都度徴収する。

5　手数料及び処分費用(その都度徴収するものを除く。)の納期限は、別表第4のとおりとする。

6　市長は、手数料及び処分費用を集金の方法により徴収したときは、領収書(第51号様式)を納人に交付しなければならない。

(平5規則102・平8規則101・平12規則10・平13規則54・平15規則59・平17規則54・一部改正)

(手数料の減免)

第47条　条例第45条第1項の規定により手数料の減免を受けようとする者は、あらかじめ市長にその旨を申請しなければならない。ただし、災害等の場合で、特に市長が認めるときは、この限りでない。

(平8規則101・全改、平13規則54・一部改正)

(身分証明書)

第48条　条例第49条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第52号様式)とする。

(委任)

第49条　この規則の施行について必要な事項は、資源循環局長が定める。

(平16規則46・平17規則54・一部改正)

附　則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附　則(平成5年9月規則第102号)

(施行期日)

1　この規則は、平成6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

3　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附　則(平成5年11月規則第122号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成6年3月規則第41号)　抄

(施行期日)

1　この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

3　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から1年間は、適宜修正の上使用することができる。

附　則(平成6年9月規則第93号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附　則(平成6年10月規則第99号)

(施行期日)

1　この規則は、平成6年11月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附　則(平成6年11月規則第109号)　抄

(施行期日)

1　この規則は、平成6年11月6日から施行する。

(経過措置)

4　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の生活保護法施行細則、横浜市国民健康保険条例施行規則、横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則、横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例施行規則、横浜市老人及び心身障害者の看護料の援助に関する条例施行規則、横浜市老人保健医療事務取扱規則、横浜市保健所条例施行規則及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附　則(平成7年1月規則第14号)

(施行期日)

1　この規則は、平成7年2月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にこの規則第2条の規定による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附　則(平成7年3月規則第34号)

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附　則(平成7年3月規則第40号)　抄

(施行期日)

1　この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

4　この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附　則(平成8年10月規則第101号)

(施行期日)

1　この規則は、平成9年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化

及び適正処理等に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、新規則第44条の2及び別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に横浜市に粗大ごみの収集、運搬及び処分を依頼する場合の手数料について適用する。

附　則(平成10年6月規則第53号)

(施行期日)

1　この規則は、平成10年6月17日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附　則(平成11年3月規則第18号)

(施行期日)

1　この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附　則(平成12年3月規則第10号)

(施行期日)

1　この規則は、平成12年7月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附　則(平成12年5月規則第111号)

(施行期日)

1　この規則は、平成12年6月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附　則(平成12年9月規則第142号)

(施行期日)

1　この規則は、平成12年10月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附　則(平成13年1月規則第1号)　抄

(施行期日)

1　この規則は、平成13年1月6日から施行する。

(経過措置)

3　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市市税条例施行規則、横浜市国民健康保険条例施行規則、横浜市老人保健医療事務取扱規則、理容師法施行細則、美容師法施行細則、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則、浄化槽法施行細則、土地区画整理法第72条の規定による土地立入測量調査員の身分証票等規則、横浜市都市計画法施行細則及び横浜市営住宅条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附　則(平成13年3月規則第54号)

(施行期日)

1　この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附　則(平成13年10月規則第95号)

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附　則(平成15年4月規則第59号)　抄

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

4　この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附　則(平成15年4月規則第65号)

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の

規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附　則(平成15年9月規則第88号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附　則(平成15年11月規則第105号)

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附　則(平成16年3月規則第19号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附　則(平成16年4月規則第46号)　抄

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

5　この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附　則(平成17年3月規則第54号)

(施行期日)

1　この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則(以下「旧規則」という。)の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

3　この規則の施行の際現に旧規則の規定により交付されている環境事業指導員の証明書は、この規則による改正後の横浜市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により交付された指導員の証明書とみなす。

附　則(平成19年3月規則第60号)

(施行期日)

1　この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則、横浜市物品規則、横浜市予算、決算及び金銭会計規則、横浜市定期支出金支出事務の特例に関する規則及び横浜市収入証紙条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附　則(平成19年10月規則第100号)抄

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則、横浜市市税条例施行規則、横浜市保育費用徴収事務の特例に関する規則、横浜市国民健康保険条例施行規則、横浜市介護保険条例等施行規則、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則、横浜市営住宅条例施行規則、横浜市土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則及び横浜市予算、決算及び金銭会計規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附　則(平成20年3月規則第22号)

(施行期日)

1　この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の日から起算して 7 日を経過する日までの間にこの規則による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第40条第1項各号に掲げる産業廃棄物が生じる工作物の新築、改築又は除去の着手を予定している同項に規定する特定建設事業者に対する同項の規定の適用については、同項中「当該工作物の新築等に着手する日の7日前まで」とあるのは、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則(平成20年3月横浜市規則第24号)の施行後、速やかに」と読み替えるものとする。

3　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表第1(第44条の2)

(平8規則101・追加、平13規則54・旧別表第2繰上・一部改正、平15規則88・平16規則19・一部改正)

種目	品目	単価
電気・ガス・石油・ちゅう房器具	アンテナ	200円
	衣類乾燥機	1,000円
	ウインドファン	1,000円
	映像・音響機器(単体のもの。アンプ・チューナー・プレーヤー・ビデオデッキ等。ただし、スピーカー及びテレビを除く。)	200円
	オーブンレンジ	500円
	ガス台	500円
	ガステーブル(ガスこんろ)	500円
	カラオケ演奏装置(一体型)	1,500円
	こたつ(板とセットのものを含む。)	500円
	米びつ	200円
	照明器具	200円
	除湿機	500円
	食器洗い乾燥機	1,000円
	食器乾燥機	200円
	ステレオセット(最も長い辺が80センチメートル未満のもの)	500円
	ステレオセット(最も長い辺が80センチメートル以上のもの)	1,500円
	ストーブ類(ヒーターを含む。)	200円
	スピーカー(2本まで)	500円
	扇風機	200円
	掃除機	200円
	調理台(流し台と一体となったものを含む。)	1,000円
	電子レンジ	500円
	電子レンジ台	500円
	流し台	1,000円
	パーソナルコンピュータの本体(排出禁止物に指定されているものを除く。)	200円
	パーソナルコンピュータの表示装置(排出禁止物に指定されているものを除く。)	500円
	プリンター	200円
	ファクシミリ	200円
	布団乾燥機	200円
	ふろがま	500円
	ポータブル発電機	1,000円
	マッサージ機	1,000円
	ミシン	500円
	湯沸器	500円
	レンジフードファン	500円
	ワードプロセッサー	200円
家具・寝具	アコーディオンカーテン	500円
	いす(応接用いすを除く。)	200円
	応接用いす(一人用のもの)	500円
	応接用いす(二人以上用のもの)	1,000円
	オーディオラック	500円
	カーペット類(ホットカーペットを含む。)	500円
	カラーボックス	200円
	鏡台	500円
	げた箱	500円
	サイドボード	1,500円
	書棚(最も長い辺が1メートル未満のもの)	1,000円
	書棚(最も長い辺が1メートル以上のもの)	1,500円
	食器棚(最も長い辺が1メートル未満のもの)	1,000円
	食器棚(最も長い辺が1メートル以上のもの)	1,500円
	スプリングマットレス	2,200円
	畳	1,000円
	たんす(最も長い辺が1メートル未満のもの)	1,000円
	たんす(最も長い辺が1メートル以上のもの)	1,500円
	机(両そで机)	1,500円
	机(両そで机を除く。)	1,000円
	テーブル(座卓を含む。)	1,000円
	テレビ台	500円
	戸棚(オーディオラック、げた箱、サイドボード、書棚及び食器棚を除く。)	500円
	布団(マットレス(2枚まで))	200円
	ブラインド	200円
	ベット(枠のみ)	1,000円
	ベットマットレス(スプリング無し)	1,000円
	ベビーベッド	500円
	ワゴン	200円

趣味用品	エレクトーン	1,500円
	オルガン	1,000円
	キーボード	200円
	健康器具	500円
	ゴルフ用具	200円
	スキー用具	200円
その他	編み機	500円
	衣装箱	200円
	一輪車	200円
	家庭用焼却炉	1,000円
	子供用遊具	200円
	三輪車	200円
	自転車	500円
	芝刈機	200円
	水槽	500円
	スーツケース	200円
	洗面化粧台	1,000円
	建具	200円
	仏壇	1,000円
	ペット小屋	500円
	ベビーカー	200円
	物置(最も長い辺が1メートル未満で、解体済みのもの)	1,000円
	物置(最も長い辺が1メートル以上で、解体済みのもの)	1,500円
	物干竿(2本まで)	200円
	物干台	1,000円
	浴槽	1,000円
	その他のもの(金属製品30センチメートル以上のもの、木製品など50センチメートル以上のものを目安とする。)	200円

別表第2(第45条第1項)

(平8規則101・追加、平13規則54・旧別表第3繰上、平17規則54・一部改正)

種別	加算基準	加算額
動物の死体及びし尿以外の一般廃棄物	処理が通常の方法により難い場合	5割相当額

別表第3(第45条第2項)

(平8規則101・旧別表第2繰下、平13規則54・旧別表第4繰上)

加算基準	加算額
処分が通常の方法により難い場合	5割相当額

別表第4(第46条第2項、第5項)

(平5規則102・平5規則122・一部改正、平8規則101・旧別表第3繰下、平13規則54・旧別表第5繰上)

区分		納期限
2箇月分を徴収する場合	第1期(4、5月分)	6月30日
	第2期(6、7月分)	8月31日
	第3期(8、9月分)	10月31日
	第4期(10、11月分)	12月30日
	第5期(12、1月分)	2月末日
	第6期(2、3月分)	4月30日
1箇月分を徴収する場合		処理に係る月の翌月末日

３　横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例

制　　定　平成 3 年 9 月 25 日条例第 31 号
最近改正　平成 16 年 12 月 24 日条例第 75 号

目　次

第 1 章　総則(第 1 条―第 7 条)
第 2 章　通報及び調査(第 8 条―第 11 条)
第 3 章　勧告及び措置命令(第 12 条―第 14 条)
第 4 章　廃物認定(第 15 条)
第 5 章　放置自動車及び沈船等廃物判定委員会(第 16 条―第 19 条)
第 6 章　処分等(第 20 条―第 23 条)
第 7 章　雑則(第 24 条・第 25 条)
第 8 章　罰則(第 26 条―第 28 条)
附則

第 1 章　総則

(目的)

第 1 条　この条例は、放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理について必要な事項を定め、放置自動車及び沈船等により生ずる障害を除去することにより、地域の美観を保持し、良好な都市環境を形成するとともに、市民の快適な生活環境の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自動車　道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。

(2) 船舶　海上交通安全法(昭和 47 年法律第 115 号)第 2 条第 2 項第 1 号に規定する船舶をいう。ただし、第 7 条、次章、第 3 章及び第 7 章においては、船舶が沈没したもの及び船舶で、その機能の一部又は全部を失ったものをいう。

(3) 放置　自動車又は船舶が正当な権原に基づき置くことを認められた土地又は水面以外の場所に、相当の期間にわたり置かれていることをいう。

(4) 放置自動車　自動車で、その機能の一部又は全部を失った状態で放置されているものをいう。

(5) 沈船等　船舶が沈没したもの及び船舶で、その機能の一部又は全部を失った状態で放置されているものをいう。

(6) 事業者等　自動車又は船舶の製造、輸入又は販売を業として行っている者及びそれらの者の団体をいう。

(7) 所有者等　自動車又は船舶の所有権、占有権又は使用権を現に有する者又は最後に有した者及び自動車又は船舶を放置した者又は放置させた者をいう。

(8) 廃物　放置自動車又は沈船等で、自動車又は船舶として本来の用に供することが困難な状態にあるものをいう。

(9) 処分等　廃物を撤去し、及び最終処分すること並びに処理するために必要な措置をいう。

(横浜市の責務)

第 3 条　横浜市は、放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する総合的な施策(以下「総合施策」という。)を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者等の責務)

第 4 条　事業者等は、自動車又は船舶が放置自動車又は沈船等とならないよう回収その他の適切な措置を講ずるよう努めるとともに、横浜市が策定し、及び実施する総合施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第 5 条　市民(市の区域内において自動車又は船舶を所有し、又は使用する者を含む。次条において同じ。)は、横浜市が策定し、及び実施する総合施策に協力する責務を有する。

(総合施策)

第 6 条　総合施策には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 放置自動車及び沈船等の発生の防止に関する計画

(2) 放置自動車及び沈船等の処理に関する計画

(3) 事業者等及び市民の協力に関する計画

2　総合施策は、告示するものとする。

(放置の禁止)

第 7 条　何人も、故なく自動車及び船舶を放置し、若しくは放置させ、又はこれらを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

第 2 章　通報及び調査

(通報)

第 8 条　放置されている自動車又は船舶を発見した者は、市長にその旨を通報するよう努めなければならない。

2　市長は、前項の通報を受けた場合において必要があると認めるときは、その内容を関係機関に通報する

等適切な措置を講ずるものとする。

(調査の依頼)

第9条　土地を所有し、占有し、若しくは管理し、又は水面を管理し、若しくは占用する者(以下「土地所有者等」という。)は、その土地又は水面に自動車又は船舶が放置されていると認めるときは、市長に調査を依頼することができる。

(調査)

第10条　市長は、第8条第1項の規定による通報があったときその他必要があると認めるときは、当該職員に、当該自動車又は船舶の状況、所有者等その他の事項を調査させることができる。

2　市長は、前条の規定による依頼を受けたときは、前項に規定する調査をさせるものとする。ただし、当該自動車又は船舶が放置されたものに当たらないと認めるときは、この限りでない。

(立入調査)

第11条　市長は、前条の規定による調査を実施するため必要がある場合には、当該職員に、自動車又は船舶が放置されている土地又は水面に立ち入り、当該自動車又は船舶の調査をさせることができる。

2　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3章　勧告及び措置命令

(所有者等への勧告)

第12条　市長は、第10条第1項の規定による調査の結果、放置されている自動車又は船舶の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、その自動車又は船舶を撤去するよう勧告することができる。

(土地所有者等への勧告)

第13条　市長は、土地又は水面に自動車又は船舶が放置されている場合において、当該土地所有者等が自動車又は船舶の放置を防止する措置を容易に講ずることができるにもかかわらず、その措置を講じていないと認めるときは、その土地所有者等に対し、適切な措置を講ずるよう勧告することができる。

(措置命令)

第14条　市長は、放置自動車又は沈船等の所有者等に対し、当該放置自動車又は沈船等を撤去するよう命ずることができる。

(平7条例16・一部改正)

第4章　廃物認定

(廃物認定)

第15条　市長は、第10条第1項の規定による調査を行ったにもかかわらず所有者等を確認できなかったときは、当該放置自動車又は沈船等を、次条に規定する委員会の判定を経て、廃物として認定することができる。ただし、本来の用に供することが困難な状態にあることが明らかであるものとして規則で定める基準に該当する放置自動車については、当該委員会の判定を経ずに廃物として認定することができる。

2　市長は、前項の認定を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を公告しなければならない。

(平16条例75・一部改正)

第5章　放置自動車及び沈船等廃物判定委員会

(放置自動車及び沈船等廃物判定委員会)

第16条　放置自動車及び沈船等の廃物認定その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、審査し、及び判定するため、横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第17条　委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2　委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1)　自動車又は船舶について専門的知識を有する者

(2)　学識経験のある者

(3)　関係行政機関の職員

(4)　横浜市職員

(5)　前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第18条　委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

(専門委員等)

第19条　委員会に、専門の事項を調査し、及び審査させるため必要があるときは、専門委員及び部会を置くことができる。

第6章　処分等

(処分等)

第20条　市長は、放置自動車又は沈船等を廃物として認定したときは、処分等を行うことができる。

(事業者等への協力要請)

第21条　市長は、事業者等に対し、廃物の撤去等の実施及び処分等に関するその他の協力を要請することができる。

(事業者等の報告)

第22条　前条の要請に応じた事業者等は、その実施内容について、市長に報告しなければならない。

(費用の徴収)

第23条　市長は、廃物の処分等を行った後に、その所有者等が判明したときは、その者に対し、その処分等に要した費用を請求することができる。

第7章　雑則

(関係法規の活用)

第24条　市長は、自動車及び船舶の放置の防止並びに放置自動車及び沈船等の適正な処理を行うため、関係機関と連携し、関係法規の積極的な活用を図るものとする。

(委任)

第25条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第8章　罰則

(罰則)

第26条　第14条の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

(平7条例16・一部改正)

第27条　第11条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、30,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第28条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附　則

この条例は、平成3年10月1日から施行する。ただし、第8章の規定は、平成4年4月1日から施行する。

附　則(平成7年3月条例第16号)

この条例は、横浜市行政手続条例(平成7年3月横浜市条例第15号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成7年7月1日)

附　則(平成7年6月条例第26号)　抄

(施行期日)

1　この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附　則(平成16年12月条例第75号)

この条例は、公布の日から施行する。

４　横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則

制　　定　平成3年9月25日規則第76号
最近改正　平成17年4月1日規則第70号

(趣旨)

第1条　この規則は、横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成3年9月横浜市条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この規則における用語の意義は、条例の例による。

(放置となる期間)

第3条　条例第2条第3号に規定する相当の期間は、自動車にあっては10日間、船舶にあっては1箇月間とする。ただし、これによりがたい場合は、市長が別に定める期間とすることができる。

(土地所有者等の調査の依頼)

第4条　条例第9条の規定により調査を依頼しようとする者は、調査依頼書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(調書の作成)

第5条　市長は、条例第10条第1項又は第2項の規定により当該職員に調査させたときは、調査調書(自動車)(第2号様式)又は調査調書(船舶)(第3号様式)を作成するものとする。

(身分証明書)

第6条　条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第4号様式)とする。

(関係機関との協議)

第7条　市長は、条例第12条の規定により勧告し、又は条例第14条の規定により措置を命じようとするときは、当該自動車又は船舶について、関係機関に、その処置方法に関する協議を行うものとする。

2　市長は、前項に規定する関係機関が警察又は海上保安機関である場合には、当該自動車又は船舶が放置されている場所を管轄する警察署長又は海上保安機関に、前項の規定による協議を行わなければならない。

(平7規則81・一部改正)

(所有者等への勧告)

第8条　条例第12条の規定による勧告は、撤去勧告書(第5号様式)により行うものとする。

(土地所有者等への勧告)

第9条　条例第13条の規定による勧告は、放置防止措置勧告書(第6号様式)により行うものとする。

(措置命令)

第10条　条例第14条の規定による措置命令は、措置命令書(第7号様式)により行うものとする。

(平7規則81・一部改正)

第11条　削除

(平7規則81)

(廃物認定)

第12条　市長は、条例第15条第2項の規定による公告を行った日から起算して10日を経過したときは、同条第1項の規定による認定を行うことができる。

2　条例第15条第1項ただし書に規定する規則で定める基準は、次のいずれにも該当し、かつ、走行するための機能の喪失の程度、放置の状況等を総合的に考慮して、自動車として本来の用に供することが困難な状態にあることが明らかであると認められることとする。

(1) 自動車登録番号標(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第11条第1項に規定する自動車登録番号標をいう。)又は車両番号標(同法第73条第1項に規定する車両番号標をいう。)が滅失し、又はこれらに記載された自動車登録番号若しくは車両番号の識別が困難であること。

(2) 打刻された車台番号(道路運送車両法第7条第1項第2号に規定する車台番号をいう。)の識別が困難であること。

(平16規則108・一部改正)

(委員長等)

第13条　条例第16条の規定による横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会(以下「委員会」という。)に委員長を置く。

2　委員長は、委員の互選によって定める。

3　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第14条　委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ委員長が招集する。

2　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門委員)

第15条　条例第19条に規定する専門委員は、当該調査し、及び審査する事項に関し専門的知識を有する者のうちから市長が任命する。

2　前項の専門委員は、当該事項の調査及び審査が終わったときに解任されたものとする。

(部会)

第16条　条例第19条に規定する部会は、委員会の委員をもって組織する。

2　前項に規定する委員会の委員は、委員長が委員会に諮って定める。

3　部会に部会長を置く。

4　部会長は、部会員の互選によって定める。

(庶務)

第17条　委員会の庶務は、資源循環局において処理する。

(平17規則70・一部改正)

(委員会の運営)

第18条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(委任)

第19条　この規則の施行に関し必要な事項は、資源循環局長が関係局長と協議して定める。

(平17規則70・一部改正)

附　則

この規則は、平成3年10月1日から施行する。

附　則(平成6年3月規則第41号)　抄

(施行期日)

1　この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

3　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から1年間は、適宜修正の上使用することができる。

附　則(平成7年6月規則第81号)

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附　則(平成12年3月規則第89号)　抄

1　この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附　則(平成16年12月規則第108号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成17年4月規則第70号)抄

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

6　この規則の施行の際現に第31条の規定による改正前の横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則、第52条の規定による改正前の横浜市土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則、第72条の規定による改正前の租税特別措置法に基づく横浜市優良宅地造成認定規則及び第74条の規定による改正前の横浜市開発登録簿閲覧規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

7　この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

５　横浜市リサイクル施設条例

制　　定　平成 7 年 3 月 24 日条例第 18 号
最近改正　平成 17 年 6 月 24 日条例第 83 号

（設置）

第 1 条　一般廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理に関する市民の意識の啓発を図るとともに、地域における市民の自主的なリサイクル活動を推進することにより、資源を循環的に利用する社会の形成に寄与するため、横浜市リサイクル施設（以下「リサイクル施設」という。）を設置する。

2　リサイクル施設は、リサイクルコミュニティセンター（以下「センター」という。）及びリサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）からなるものとする。

3　リサイクル施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。

（事業）

第 2 条　リサイクル施設は、次の事業を行う。

(1) 地域における市民の自主的なリサイクル活動の支援並びに当該リサイクル活動を行うための施設及び設備の提供に関すること。

(2) 一般廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する情報の収集及び提供に関すること。

(3) 一般廃棄物の減量化、資源化に関する講座、研修会等の開催に関すること。

(4) その他リサイクル施設の設置の目的を達成するために必要な事業。

2　前項に掲げる事業のほか、プラザは、再利用品（一般廃棄物として廃棄された物等のうち、その物の本来の利用方法により再び利用することが可能であるものをいう。）の展示及び提供に関する事業を行う。

（施設）

第 3 条　前条第 1 項各号に掲げる事業を行うため、センターに次の施設を置く。

(1) 情報資料室、資源回収室及び団体交流室

(2) 展示ホール、リサイクル工房及び研修会議室

2　前条第 1 項各号及び第 2 項に掲げる事業を行うため、プラザに次の施設を置く。

(1) 再利用品展示コーナー

(2) リサイクル体験室

3　前項に掲げる施設のほか、横浜市鶴見リサイクルプラザに次の施設を置く。

(1) 資料展示室

(2) リサイクル教室及び研修室

（開館時間等）

第 4 条　リサイクル施設の開館時間及び休館日は、規則で定める。

（指定管理者の指定等）

第 5 条　次に掲げるリサイクル施設の管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(1) リサイクル施設の施設の使用の許可等に関すること。

(2) 第 2 条に規定する事業の実施に関すること。

(3) リサイクル施設の施設及び設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定める業務

2　市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

3　指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4　市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、リサイクル施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

(平 17 条例 83・追加)

（指定管理者の指定等の公告）

第 6 条　市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(平 17 条例 83・追加)

（使用の許可）

第 7 条　第 3 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 2 号及び第 3 項第 2 号に掲げる施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2　指定管理者は、前項の許可にリサイクル施設の管理上必要な条件を付けることができる。

3　指定管理者は、リサイクル施設の施設の使用の方法が次のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

(1) リサイクル施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(2) リサイクル施設の設置の目的に反するとき。

(3) リサイクル施設の管理上支障があるとき。

(4) 営利のみを目的として使用するとき。

(5) その他指定管理者が必要と認めたとき。

4　第 1 項の許可の手続について必要な事項は、規則で定める。

(平 11 条例 49・追加、平 17 条例 83・旧第 5 条繰下・一部改正)

（許可の取り消し等）

第８条　指定管理者は、前条第１項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、同項の規定による許可を取り消し、又はリサイクル施設の施設の使用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 前条第３項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(3) この条例に基づく条件に違反したとき。

(平 11 条例 49・追加、平 17 条例 83・旧第 6 条繰下・一部改正)

（入館の制限）

第９条　指定管理者は、リサイクル施設の入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。

(2) その他リサイクル施設の管理上支障があるとき。

(平 11 条例 49・旧第 4 条繰下・一部改正、平 17 条例 83・旧第 7 条繰下・一部改正)

（委任）

第 10 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 11 条例 49・旧第 6 条繰下、平 17 条例 83・旧第 9 条繰下)

附　則

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市リサイクル施設条例第 8 条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜市リサイクル施設については、地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)附則第 2 条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

別表（第１条第３項）

(1)　リサイクルコミュニティセンター

名　　称	位　　置
横浜市神奈川リサイクルコミュニティセンター	横浜市神奈川区

(2)　リサイクルプラザ

名　　称	位　　置
横浜市鶴見リサイクルプラザ	横浜市鶴見区
横浜市港南リサイクルプラザ	横浜市港南区
横浜市青葉リサイクルプラザ	横浜市青葉区

６　横浜市リサイクル施設条例施行規則

制　　定　平成 7 年 3 月 24 日規則第 30 号
最近改正　平成 17 年 6 月 24 日規則第 104 号

（趣旨）

第 1 条　この規則は、横浜市リサイクル施設条例（平成 7 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第 2 条　リサイクルコミュニティセンター（以下「センター」という。）の開館時間は、次のとおりとする。

(1) 情報資料室、資源回収室、団体交流室、展示ホール及びリサイクル工房　午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、金曜日にあっては午前 9 時から午後 9 時まで）

(2) 研修会議室　午前 9 時から午後 9 時まで

2　リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

3　市長は、前 2 項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第 3 条　センター及びプラザの休館日は、1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までとする。

2　市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

（指定管理者の公募）

第 4 条　市長は、条例第 5 条第 2 項の規定により公募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(平 17 規則 104・追加)

（指定申請書の提出等）

第 5 条　指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第 1 号様式)を市長に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、条例第 5 条第 3 項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

(3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) センター又は当該プラザの管理に関する業務の収支予算書

(5) その他市長が必要と認める書類

(平 17 規則 104・追加)

（使用の許可の申請）

第 6 条　条例第 7 条第 1 項の規定によりセンターの施設の使用の許可を受けようとする者はリサイクルコミュニティセンター使用許可申請書(第 2 号様式)を、プラザの施設の使用の許可を受けようとする者はリサイクルプラザ使用許可申請書(第 3 号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2　前項のリサイクルコミュニティセンター使用許可申請書及びリサイクルプラザ使用許可申請書の提出は、当該施設を使用しようとする日の属する月の 2 箇月前の月の初日(その日が当該施設の休館日に当たるときは、その直後の開館日)から当該施設を使用しようとする日の 3 日前(その日が当該施設の休館日に当たるときは、その直前の開館日)までの間に行わなければならない。ただし、指定管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(平 11 規則 105・追加、平 17 規則 104・旧第 4 条繰下・一部改正)

（委任）

第 7 条　この規則の施行に関し必要な事項は、資源循環局長が定める。

(平 11 規則 105・旧第 4 条繰下、平 17 規則 70・一部改正、平 17 規則 104・旧第 5 条繰下)

附　則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 10 年 4 月規則第 45 号)

この規則は、平成 10 年 5 月 1 日から施行する。

附　則(平成 11 年 11 月規則第 105 号)　抄

(施行期日)

1　この規則は、平成 11 年 11 月 27 日から施行する。

附　則(平成 14 年 3 月規則第 32 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 17 年 4 月規則第 70 号)抄

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

7　この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附　則(平成 17 年 6 月規則第 104 号)

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市リサイクル施設条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

7　横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会規則

制　　定　平成4年10月23日規則第 103号
最近改正　平成17年 4月 1日規則第　70号

(趣旨)

第1条　この規則は、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成4年9月横浜市条例第44号)第10条の規定に基づき、横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

第2条　審議会に会長を置く。

2　会長は、委員の互選によって定める。

3　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条　審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2　審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3　審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(小委員会)

第4条　審議会に、小委員会を置くことができる。

2　小委員会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3　小委員会に、委員長を置き、委員長は、小委員会の委員の互選によって定める。

(関係者の出席等)

第5条　会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者に、出席を求めてその意見を述べさせ、若しくは説明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条　審議会の庶務は、資源循環局において処理する。
(平17規則70・一部改正)

(委任)

第7条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

附　則(平成17年4月規則第70号)抄

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

7　この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

8　横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例

制　　定　平成 7 年 9 月 25 日条例第 46 号
最近改正　平成 19 年 5 月 31 日条例第 37 号

目　　次

第 1 章　総則（第 1 条－第 7 条の 2）
第 2 章　投棄の禁止（第 8 条）
第 3 章　美化推進重点地区等（第 9 条－第 11 条）
第 3 章の 2　喫煙禁止地区等（第 11 条の 2・第 11 の 3）
第 4 章　自動販売機の設置届出等（第 12 条－第 19 条）
第 5 章　雑則（第 20 条－第 25 条）
第 6 章　罰則（第 26 条－第 30 条）
附則

第 1 章　総　則

（目的）

第 1 条　この条例は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等について、横浜市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、空き缶等及び吸い殻等の投棄の禁止、屋外の公共の場所における喫煙の禁止、空き缶等の回収及び資源化その他の必要な事項を定めることにより、清潔で安全な街をつくり、かつ、資源の有効な利用を促進し、もって快適な都市環境を確保することを目的とする。

(平 19 条例 37・一部改正)

（定義）

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き缶等　飲料を収納し、又は収納していた缶、びんその他の容器をいう。

(2) 吸い殻等　たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する空き缶等以外の物で、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。

(3) 事業者　事業活動を行うすべての者をいう。

(4) 市民等　市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(5) 公共の場所　道路、公園その他の公共の用に供される場所をいう。

(6) 喫煙　たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。

(平 19 条例 37・一部改正)

（横浜市の責務）

第 3 条　横浜市は、この条例の目的を達成するため、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止並びに空き缶の資源化の促進についての施策を総合的に実施しなければならない。

2　横浜市は、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止について事業者及び市民等に対して意識の啓発を図るとともに、環境に関する教育を充実し、及び学習が促進されるよう努めなければならない。

(平 19 条例 37・一部改正)

（事業者の責務）

第 4 条　事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動の充実等に努めなければならない。

2　飲料、たばこその他のごみの散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う者は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止について、消費者に対する意識の啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

3　自動販売機により飲料を販売する者は、空き缶等の回収及び資源化について、必要な措置を講じなければならない。

4　事業者は、この条例の目的を達成するため、横浜市が実施する施策に協力しなければならない。

（市民等の責務）

第 5 条　市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を持ち帰り、又は適切な回収容器（空き缶等を回収するための容器をいう。以下同じ。)、吸い殻入れ等に収納しなければならない。

2　市内に居住する者は、その居住する地域において、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止について、連帯して意識の醸成を図るとともに、清掃活動の充実等に努めなければならない。

3　市民等は、自動車を運転する場合は、当該自動車の車内に回収容器等を設けるよう努めなければならない。

4　市民等は、この条例の目的を達成するため、横浜市が実施する施策に協力しなければならない。

（喫煙者の責務）

第 6 条　市民等は、歩行中の喫煙をしないよう努めなければならない。

2　市民等は、屋外で喫煙をする場合は、携帯用吸い殻入れを持つよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第 7 条　土地を所有し、占有し、又は管理する者（以下「土

地所有者等」という。）は、その所有し、占有し、又は管理する土地に、空き缶等及び吸い殻等が捨てられないために、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、横浜市が実施する施策に協力しなければならない。

（鉄道事業者等への協力要請）

第7条の2　市長は、この条例の目的を達成するために必要な施策について、鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第7条第1項に規定する鉄道事業者並びに道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業及び同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者に対して、その旅客への啓発その他の協力を要請することができる。

(平 19 条例 37・追加)

第2章　投棄の禁止

（投棄の禁止）

第8条　何人も、空き缶等及び吸い殻等をみだりに捨ててはならない。

第3章 美化推進重点地区等

（美化推進重点地区の指定）

第9条　市長は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止し、清潔できれいな街をつくることが特に必要と認められる地区を美化推進重点地区として指定することができる。

2　前項の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

（施策の重点実施）

第10条　市長は、美化推進重点地区において、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止についての施策を重点的に実施するものとする。

（美化推進員）

第11条　市長は、美化推進重点地区内の空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する啓発、指導その他の活動を行わせるため、美化推進員（以下「推進員」という。）を任命することができる。

2　推進員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第3章の2　喫煙禁止地区等

(平 19 条例 37・追加)

（喫煙禁止地区の指定）

第11条の2　市長は、美化推進重点地区内において、たばこの吸い殻の散乱につながるとともに、市民等の身体及び財産に対し被害を及ぼすおそれのある屋外の公共の場所での喫煙を禁止する必要があると認められる地区を喫煙禁止地区として指定することができる。

2　前項の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

(平 19 条例 37・追加)

（喫煙の禁止）

第11条の3　何人も、喫煙禁止地区内において、喫煙をしてはならない。

(平 19 条例 37・追加)

第4章　自動販売機の設置届出等

（自動販売機の設置届出）

第12条　市長の指定する地区（以下「届出対象地区」という。）内において、自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。）により飲料を販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 自動販売機の設置場所

(3) 回収容器の設置場所及び管理方法

(4) 回収された空き缶等の資源化等の方法

(5) 第18条第1項に規定する散乱防止責任者の氏名

(6) その他規則で定める事項

2　前項に規定する届出対象地区の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

3　第1項の規定により市長が届出対象地区を指定した場合において、既に当該届出対象地区内において自動販売機により飲料を販売している者は、その指定の日から 30 日以内に、同項に規定する届出を行わなければならない。

（変更等の届出）

第13条　前条第1項又は第3項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）は、当該届出に係る事項（同条第1項第1号及び第5号に掲げる事項を除く。）を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　届出者は、当該届出に係る前条第1項第1号又は第5号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係る自動販売機の使用を廃止したときは、その日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（承継）

第14条　届出者から当該届出に係る自動販売機を譲り受け、又は借り受けて、当該自動販売機により飲料を販売する者は、当該届出者の地位を承継する。

2　届出者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該届出者の地位を承継する。

3　前2項の規定により届出者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（届出済証）

第15条　市長は、第12条第1項若しくは第3項、第13条第2項（廃止の届出に係る部分をく。） 又は前条第3項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、届出済証を交付するものとする。

2　前項の規定により届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所に、当該届出済証をちょう付しておかなければならない。

3　第1項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を亡失し、汚損し、又はき損したときは、その事実を知った日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4　市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、届出済証を再交付するものとする。この場合においては、第2項の規定を準用する。

（回収容器の設置及び管理）

第16条　自動販売機により飲料を販売する者は、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2　前項の規定により、回収容器を設置した者は、回収した空き缶等の資源化に努めなければならない。

（啓発シールのちょう付）

第17条　自動販売機により飲料又はたばこを販売する者は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する消費者の意識の啓発を図るため、当該自動販売機（第15条第2項（同条第4項後段において準用する場合を含む。）の規定により届出済証をちょう付している自動販売機を除く。）ごとに、市長が交付する啓発シールを、見やすい箇所にちょう付しておかなければならない。

（散乱防止責任者の選任）

第18条　自動販売機により飲料又はたばこを販売する者は、当該自動販売機ごとに、散乱防止責任者を選任しなければならない。

2　散乱防止責任者は、当該自動販売機に設置されている回収容器を適正に管理し、及び当該自動販売機周辺の清潔を保持するため、必要な措置を講じなければならない。

3　自動販売機により飲料又はたばこを販売する者は、第15条第1項若しくは第4項の規定による届出済証又は前条の規定による啓発シールに、第1項の規定により選任した散乱防止責任者の氏名及び連絡先を記載しなければならない。

（空き缶等の資源化等計画書の提出）

第19条　市内において規則で定める台数以上の自動販売機により飲料を販売する者は、第16条第1項の規定により設置した回収容器に回収される空き缶等について、回収及び資源化の実績及び計画を、規則で定める計画書により、毎年1回、市長に報告しなければならない。

第5章　雑　則

（勧告）

第20条　市長は、第15条第2項（同条第4項後段において準用する場合を含む。）、第16条第1項、第17条、第18条又は前条の規定に違反している者に対して、期限を定めて、各条項に定める措置を講ずるよう勧告することができる。

（命令）

第21条　市長は、第16条第1項の規定に違反して前条の勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（公表）

第22条　市長は、第20条の規定による勧告を受けた者（第16条第1項の規定に違反して勧告を受けた者を除く。）が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

（報告の徴収等）

第23条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は土地所有者等に対し、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止及び空き缶等の資源化の促進について、必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

（立入調査）

第24条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者又は土地所有者等の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のた

めに認められたものと解釈してはならない。

（委任）

第25条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章　罰　則

（罰則）

第26条　第21条の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

第27条　第12条第1項若しくは第3項、第13条第1項若しくは第2項（廃止の届出に係る部分を除く。）又は第14条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、100,000円以下の罰金に処する。

第28条　第8条の規定に違反した者は、20,000円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第29条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第26条又は第27条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（過料）

第30条　第11条の3の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。

(平19条例37・追加)

附　則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附　則（平成19年5月条例第37号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

9　横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

制定　平成19年8月3日規則第86号

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例の一部を改正する条例（平成19年5月横浜市条例第37号）は、平成19年9月1日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第7条」を「第7条の2」に改める部分を除く。)、第3章の次に1章を加える改正規定及び第29条の次に1条を加える改正規定は、平成20年1月21日から施行する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

10　横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例施行規則

制　　定　平成 8年3月5日規則第 7号
最近改正　平成19年8月3日規則第87号

(趣旨)

第1条　この規則は、横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例(平成7年9月横浜市条例第46号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この規則における用語の意義は、条例の例による。

(美化推進員証)

第3条　条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、美化推進員証(第1号様式)とする。

(届出を要しない自動販売機)

第4条　条例第12条第1項に規定する規則で定める自動販売機は、次のとおりとする。

(1) 囲障により囲まれていること等により自由に立ち入ることが認められていない土地に設置される自動販売機で、当該土地に立ち入らなければ利用することができないもの

(2) 建築物の内部(地下街の公衆の用に供する通路その他これに類すると認められるものを除く。)に設置される自動販売機で、当該建築物に立ち入らなければ利用することができないもの

(3) その他市長が空き缶等の散乱のおそれがないと認める場所に設置される自動販売機

(自動販売機設置届出書等)

第5条　条例第12条第1項又は第3項の規定による届出は、自動販売機設置届出書(第2号様式)により行わなければならない。

2　条例第13条第1項又は第2項の規定による届出は、自動販売機設置届出事項変更・使用廃止届出書(第3号様式)により行わなければならない。

3　条例第14条第3項の規定による届出は、自動販売機設置届出者地位承継届出書(第 4 号様式)により行わなければならない。

(設置届出書記載事項)

第6条　条例第12条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 自動販売機を設置し、又は設置しようとする年月日

(2) 自動販売機の型式及び製造番号

(3) 回収容器の材質及び容積

(軽微な変更)

第7条　条例第13条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 自動販売機の設置場所の変更で、届出に係る場所から5メートル以内におけるもの

(2) 前号の変更に伴う回収容器の設置場所の変更

(3) 回収容器の設置場所の変更で、自動販売機の設置場所の変更を伴わないもの

(4) その他市長が認める軽微な変更

(届出済証)

第8条　条例第15条第1項又は第4項の規定により届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証に条例第18条第 3 項の規定により散乱防止責任者の氏名及び連絡先を記載するほか、条例第12条第1項若しくは第3項、第13条第2項(廃止の届出に係る部分を除く。)又は第14条第3項の規定による届出をした者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載しなければならない。

(届出済証の亡失等の届出)

第9条　条例第15条第3項の規定による届出は、届出済証亡失・汚損・き損届出書(第5号様式)により行わなければならない。

(回収容器の設置及び管理)

第10条　条例第16条第1項に規定する規則で定める回収容器の設置及び管理については、次のとおりとする。

(1) 回収容器の材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。

(2) 回収容器の容積は、自動販売機1台につき30リットル以上であること。

(3) 自動販売機から 5 メートル以内で空き缶等の投入に支障のない位置に回収容器を設置すること。

(空き缶等の資源化等計画書)

第11条　条例第19条に規定する規則で定める台数は、第4条各号に掲げる場所に設置されるものを除き30台とする。

2　条例第19条に規定する計画書は、空き缶等の資源化等計画書(第6号様式)とする。

3　前項の空き缶等の資源化等計画書は、毎年5月31日までに提出しなければならない。

(勧告)

第12条　条例第20条の規定による勧告は、勧告書(第7号様式)により行うものとする。

(命令)

第13条　条例第21条の規定による命令は、命令書(第8号様式)により行うものとする。

(立入調査員証)

第14条　条例第24条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(第9号様式)とする。

(過料)

第15条　市長は、条例第30条の規定による過料の処分をしようとする場合においては、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ告知・弁明書（第10号様式）により告知し、弁明の機会を与えるものとする。

2　市長は、前項の処分をする場合は、当該処分を受ける者に対し、過料処分決定通知書（第11号様式）を交付するものとする。

(平19規則87・追加)

(委任)

第16条　この規則の施行に関し必要な事項は、資源循環局長が定める。

(平17規則70・一部改正)

附　則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附　則(平成17年4月規則第70号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

7 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

(平19規則第87号・一部改正)

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成20年1月21日から施行する。ただし、第1条の規定（横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例施行規則第15条を第16条とし、第14条の次に1条を加える改正規定及び第9号様式の次に2様式を加える改正規定を除く。）及び次項の規定は、平成19年9月1日から施行する。

（経過措置）

2　第1条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

第２　主な告示

１　一般廃棄物処理実施計画

横浜市告示第 117 号

一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第６条第１項の規定に基づき、一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めたので、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成４年９月横浜市条例第 44 号）第 40 条第２項の規定に基づき、告示する。

平成 20 年３月 28 日　　横浜市長　中　田　　宏

１　目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成４年９月横浜市条例第 44 号。以下「条例」という。）に基づき、横浜市の区域内の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものである。

２　計画期間

平成 20 年４月１日から平成 21 年３月 31 日まで

３　処理計画量

(1)ごみ　（単位：トン）

		資源化量	焼却量①	直接埋立量②
収集搬入量	1,196,280	172,580	1,012,790	10,910
他市町村からの受入量	9,400	－	9,400	－

		灰の資源化量	埋立量③
焼却残さ量	148,410	30,400	118,010
他市町村受入分焼却残さ量	1,400	－	－

ごみ量（①＋②）	1,023,700

埋立総量（②＋③）	128,920

(2)　し尿・浄化槽等汚泥　（単位：キロリットル）

し尿	浄化槽等汚泥	処理総量
10,013	30,847	40,860

４　平成 20 年度の取組

(1)ごみの減量・リサイクルの推進

ア　Ｇ３０の推進・普及啓発

・外食を提供する事業者やイベント主催者による使い捨て容器の使用削減、リユース食器の使用拡大など、発生抑制や再使用の取組を進める。

・「G30 エコパートナー」協定を締結している百貨店、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等と連携して、過剰包装の自粛やレジ袋の削減などの取組を進める。

・これまで焼却処理していた生ごみについて、リサイクルの可能性を検討するため、回収・資源化の調査を行う。

・平成 19 年に開設した「リサイクルひろば港南」（港南事務所内）および「G30 ひろば　つづき」（都筑工場内）に続いて、新たに金沢工場内に啓発拠点を整備し、「G30　コーディネーター」の養成など、地域と連携した G30 の普及啓発・環境学習を推進する。

・幼児から高齢者まで各世代に応じた環境学習を推進するため、中学・高校生等の環境学習ツールを開発する。

イ　家庭ごみ対策

・分別のさらなる徹底と定着に向け、資源物売払収入を活用した地域還元、分別されていないごみの取り残し、分別が徹底されていない地域を中心とした啓発・指導を行うとともに、新たな取組として、分別を行わない者へ、勧告・命令の手続を経て罰則を適用する。

・プラスチック製容器包装の分別・リサイクル促進に向けた国のモデル事業に参加し、３区（港南・磯子・金沢）で、市民・事業者・行政の３者連携による取組を行う。

・市民の利便性を図るため、資源回収ボックスの活

用やセンターリサイクル（資源物の回収拠点）の推進を図るとともに、電気式生ごみ処理機購入助成を実施する。

・資源集団回収の未実施地域へ働きかけを強化するなど、市民の自主的な取組を促進する。

・選別の際に生じるガラス残さの資源化を拡大するとともに、家庭から出るせん定枝を一部地域で分別収集し資源化するなど、リサイクルを推進する。

・粗大ごみの金属類のリサイクルを行うとともに、新たな取組として、これまで焼却処理していたリユースできない家具類についても、一部を製紙原料等にリサイクルする。

・国内でのリサイクル・再商品化を条件にペットボトルを売却する「横浜方式」を実施する。

ウ　事業系ごみ対策

・事業者に対する啓発や働きかけ、事業所への立入調査や焼却工場での搬入物検査などを行うとともに、分別の取組が優れている事業者を優良事業者として認定する。

・分別を行わない事業者に対しては、勧告・公表・命令の手続を経て罰則を適用する。

・せん定枝の資源化を推進する。

(2)運営の効率化と市民サービスアップ

ア　運営の効率化

・西区、中区、栄区で家庭ごみの収集運搬業務の民間委託を実施する。

・公衆トイレ日常清掃業務の民間委託を拡大し、すべての公衆トイレで民間委託を実施する。

・粗大ごみの収集運搬業務を委託する。

イ　市民サービスアップ

・狭あい道路のためごみ出しが不便な地域を対象とした軽トラックによる収集や、小・中学生や地域のボランティアによるふれあい収集を実施する。

・不法投棄や産業廃棄物の不適正処理の通報等に対し、早期対応を図る。

・地域防災拠点にトイレパックの備蓄を増やし、災害時のトイレ対策を充実させる。

ウ　まちの美化の推進

・喫煙禁止地区（横浜駅・桜木町駅・関内駅周辺）での喫煙対策を進めるとともに、３地区の実施状況や効果を検証し、既存地区の拡大や新たな地区の指定などを進める。

・不法投棄や放置自動車については、警察など関係機関と連携して、地域の実情に即した防止活動を展開するとともに、放置自動車の適時適切な一時移動を実施し、早期撤去を図る。

(3)適正な処理

・３Ｒを進めてもなお残る廃棄物については、焼却工場や最終処分場で安全・安定的に処理・処分するとともに、焼却で発生する熱エネルギーを有効活用し、売電収入の確保にも努める。

・昭和 55 年から稼働している保土ケ谷工場の長寿命化を図るため、老朽化した設備の大規模補修を実施する。廃止した栄工場の焼却設備撤去後の建屋部分の一部を、資源物のストックヤードとして有効活用する。

・最終処分場の延命化を図るため、焼却灰の民間施設での処理委託を引き続き実施するほか、セメント原料化ＰＦＩ事業の実施に向けた手続を進める。

・長期に安定した廃棄物埋立事業ができるよう、南本牧ふ頭第５ブロック処分場の整備を進めるとともに、併せて既設外周護岸等の負担金を支出する。

(4)し尿・浄化槽等汚泥の適正処理の推進

・し尿の収集・運搬及び処理を円滑に進めるとともに、公衆トイレの衛生的な維持管理に努める。また、事業活動に伴い設置された仮設トイレのし尿収集は引き続き有料で実施する。

・浄化槽の適正な維持管理指導、検査指導を行い、環境の保全に努める。

5　収集･運搬計画

(1)区域

横浜市全域

(2)分別の区分と排出・収集運搬方法等

ア　ごみ

(ｱ)家庭ごみ

		分別の区分		排出方法		収集運搬方法
			説明			
家庭ごみ（(ｲ)、(ｳ)を除く一般廃棄物）	1	プラスチック製容器包装（※１）	商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のもの(この表の２項のペットボトルに該当するものを除く。)であって、次に掲げるもの (1) 箱及びケース (2) 瓶 (3) たる及びおけ (4) カップ形の容器及びコップ (5) 皿 (6) くぼみを有するシート状の容器 (7) チューブ状の容器 (8) 袋 (9) (1)から(8)までに掲げるものに準ずる構造・形状等を有する容器 (10) 容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの (11) 容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工・当該容器への接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器 (12) 包装	集積場所ごとに指定された曜日の朝８時までに排出（※２）	中身を残さないようにし、容器を軽くすすぐ、又はふいて、中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋も可、以下「半透明の袋」という。）又はふた付きの容器で排出	週１回、集積場所にて収集
	2	缶・びん・ペットボトル	商品の容器のうち、 缶：鋼製又はアルミニウム製の缶（カップ形のものを含む。）であって、飲食品（飲み薬を含む。以下「飲食品」という。）が充てんされたもの びん：主としてガラス製の①瓶、②カップ形の容器及びコップ、③皿、④①～③に準ずる構造・形状などを有する容器であって、飲食品が充てんされたもの ペットボトル：主としてポリエチレンテレフタレート製の瓶又はそれに準ずる構造･形状などを有する容器であって、飲料又はしょうゆが充てんされたもの		ふたをはずし（缶はふたが本体と分離した場合に限る。プラスチック製のふたはプラスチック製容器包装として、金属製のふたは小さな金属類として排出)、中をすすいで、半透明の袋又はふた付きの容器に、缶・びん・ペットボトルを一緒に入れて排出 缶・びんはつぶさずに排出 ペットボトルについては、ラベルをはずし（プラスチック製のラベルは、プラスチック製容器包装へ排出)、つぶして排出	週１回、集積場所にて収集
	3	小さな金属類	主として金属でできているもの(以下「金属製」という。)で、一辺が30ｃｍ未満のもの（この表の２項及び７項に該当するものを除く。)		袋に入れずに排出（ただし、刃物等危険なもの、細かくて散乱するおそれのあるものは、新聞紙などで包み品目名を表示して袋に入れる。)	週１回、集積場所にて収集（缶・びん・ペットボトルの日に収集）

	4	古紙	新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙（新聞、段ボール、紙パック、雑誌以外の紙） 汚れが著しいもの、銀紙、裏カーボン紙、内側がアルミ張りの紙パック、捺染紙（アイロンプリント用熱転写紙）、感熱発泡紙、ヨーグルト・アイスクリームの紙製容器、カップ麺の紙製容器、洗剤の紙製容器、石けんの個別包装紙は除く。		新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙を品目ごとにまとめ、ひもでしばって排出（その他の紙で大きさの揃わないものや、細かい物は、紙袋又は半透明の袋に入れて排出）	月２回、集積場所にて収集 ※地域によっては月１回、又は収集しない場合あり
	5	古布	主として繊維でできている製品（この表の 10 項に該当するものを除く。）		半透明の袋又はふた付きの容器で排出	
	6	乾電池	一次電池のうち、マンガン乾電池、アルカリ（マンガン）乾電池、ニッケル系一次電池、リチウム電池		半透明の袋又はふた付きの容器で排出	週２回、集積場所にて収集（燃やすごみの日に収集）
	7	スプレー缶	主として金属でできているエアゾール缶（カートリッジ式ガスボンベを含む。）		中身を出し切り、半透明の袋又はふた付きの容器で排出	週２回、集積場所にて収集（燃やすごみの日に収集）
	8	燃えないごみ	ガラス製品（この表の２項に該当するものを除く。蛍光灯、電球を含む。）、陶磁器製品		購入時の箱や新聞紙などで包み、品目名を表示して排出	週２回、集積場所にて収集（燃やすごみの日に収集）
	9	燃やすごみ	この表の１から８までの項及び10項に属さないもの(５(３）収集しないごみの「排出禁止物」を除く。)		半透明の袋又はふた付きの容器で排出	週２回、集積場所にて収集（７，８月は週３回収集）
	10	粗大ごみ	金属製のもので、一辺が30ｃｍ以上のもの及び金属製以外で 50ｃｍ以上のもの（５(3)収集しないごみの「排出禁止物」を除く。）	電話又はインターネットによる申し込み後、粗大ごみ収集シール（手数料納付済みのもの）をちょう付して、指定された日に指定された場所へ排出 電話又はインターネットにより申し込んだうえで、排出者自らが５（４）に定める搬入先に搬入することができる		申込みの際に指定した日及び場所にて収集

※１　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第 112 号）第２条第２項及び第３項に規定する「特定容器」及び「特定包装」のうち、主としてプラスチック製の容器包装（ペットボトル以外のもの）のこと。

※２　この表の１から８までの項（８項は、蛍光灯、電球に限る。）については、排出者自らが、資源循環局事務所へ持ち込むことができる。また、８項（蛍光灯、電球を除く。）及び９項については、資源循環局事務所に申し込み、排出者自らが、６(1)に定める施設に搬入することができる。

(ｲ)　事業系ごみ

		分別の区分		排出場所	排出方法	収集運搬方法
			説明			
事業活動に伴って生ずる一般廃棄物	1	資源化可能な古紙	新聞、段ボール、紙パック、雑誌、オフィス紙、ミックスペーパー（名刺、封筒、葉書、メモ用紙、付せん紙等の細かな紙類、包装紙、紙袋、菓子箱、割り箸袋など） 資源化に適さない可能性のあるもの(※1)は除く。	当該事業活動を行う敷地内に排出 ５(2)ア(ア)家庭ごみの「排出方法」欄において排出場所として使用される集積場所を除く。 排出事業者自らが運搬する場合は、分別の区分に応じて、６(2)において指定する施設まで運搬し排出	新聞、段ボール、紙パック、雑誌、オフィス紙、ミックスペーパーを品目ごとに分別し排出	排出事業者自らが運搬又は法第７条第１項ただし書きに規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（以下「専ら物」という。）のみを収集運搬する業者若しくは排出事業者の委託を受けた一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬

	2	資源化可能な古紙以外	この表の１項の分別の区分に属さないもの （６(3)横浜市が処理しない廃棄物を除く。）		産業廃棄物を混入させずに排出 ただし、一般廃棄物と産業廃棄物の混合物（以下「混合物」という。）であって、それらを分離させることができない場合又は混合物を排出時に分離させないことについてやむを得ない事情があり、かつ処分先で分離されることが確実である場合はこの限りではない。	排出事業者自らが運搬又は専ら物のみを収集運搬する業者（専ら物を扱う場合に限る。）若しくは排出事業者の委託を受けた一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬 みなとみらい２１地区の管路収集区域は、管路による収集運搬 産業廃棄物又は分別した資源化可能な古紙若しくは資源化可能な古紙以外の一般廃棄物が、その他の物と混合するおそれのないように、それぞれ区分して運搬すること。ただし、この項の排出方法欄のただし書きに係るものについてはこの限りではない。 排出事業者の混合物を運搬する者は、本市の一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得していなければならない。
	住居に併置する事業所又は福祉関係事務所から排出される事業系一般廃棄物（横浜市廃棄物等の減量化、資源化、及び適正処理等に関する規則第９条の要件を満たす事業所に限る。）	５（２）ア（ア）家庭ごみの分別の区分に準ずる。		住居に併置する事業所は、５(2)ア(ア)家庭ごみの「排出方法」欄において排出場所として使用される集積場所に排出 福祉関係事務所は指定された場所に排出	５(2)ア(ア)家庭ごみの排出方法に準じ、かつ排出時の半透明の袋に事業所名を明記し、事と表示する。	５(2)ア(ア)家庭ごみの収集運搬方法に準ずる。

※１　資源化に適さない可能性のあるものとは、金属がついた紙、粘着物のついた紙、臭いのついた紙、感光紙、ビニールコート紙、ワックス加工品、油紙、防水加工紙、捺染紙（アイロンプリント等の昇華転写紙）、ターポリン紙、硫酸紙、感熱発泡紙、感熱紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、合成紙等をいう。

(ｳ)清掃ごみ等

区分	排出方法	収集運搬方法	処理方法
動物の死体 （遺棄動物の死体に限る。）	―	電話申込により随時収集	焼却
不法投棄	―	毎日（日曜・休日・年末年始を除く。）収集	資源化又は焼却、埋立
地域清掃、その他	随時排出	随時収集	

イ　し尿及び浄化槽等汚泥

区分	収集方法	処理方法
し尿	一般収集：おおむね月２回収集	下水道処理施設による処理
	臨時収集：申請により収集	
浄化槽等汚泥	一般廃棄物収集運搬業の許可を有する浄化槽清掃許可業者が浄化槽管理者等の依頼に基づき収集	

※　臨時収集については、事業活動に伴い設置された仮設トイレの収集の場合、粗大ごみ収集シール（手数料納付済みのもの）をちょう付されたものを収集する。

(3)　横浜市が収集しないごみ

区分	品目
排出禁止物 （条例第 30 条第１項関連）	特定家庭用機器廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第２条第５項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。以下、同じ）であるエアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機、自動車、オートバイ、ＦＲＰ船、パーソナルコンピューター、消火器、大量の自転車、タイヤ（自動車用のものに限る。）、自動車・二輪車用バッテリー、小型充電式電池、ボタン電池、プロパンガスボンベ、高圧ガス容器、ピアノ、廃油、塗料、薬品類、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第３条第１号ホに規定する石綿含有一般廃棄物、その他処理に著しい支障を及ぼすもの
一時多量ごみ※１	収集作業に支障を生じるもの

※１　排出者自ら又は一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、市の指定する施設に搬入する。

(4)　粗大ごみを排出者が持ち込む場合の搬入先（条例別表第１関連）

家庭から排出される粗大ごみを排出者が自ら持ち込む場合は、次のうちから市が指定する施設に搬入するものとする。

搬入先	所在地
鶴見資源化センター	鶴見区末広町１丁目 15 番地の１
港南ストックヤード	港南区日野南三丁目１番２号
都筑ストックヤード	都筑区平台 27 番１号
神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地

(5)横浜市が処分する一般廃棄物の運搬先として、市長が指定する施設（条例第 37 条第 1 項及び同条第 2 項並びに別表第１関連）

施設名	所在地
鶴見工場	鶴見区末広町１丁目 15 番地の１
保土ケ谷工場	保土ケ谷区狩場町 355 番地
旭工場	旭区白根二丁目８番１号
金沢工場	金沢区幸浦二丁目７番地の１
都筑工場	都筑区平台 27 番１号
神明台処分地	泉区池の谷 3,949 番地
南本牧廃棄物最終処分場	中区南本牧４番地
グリーンコンポスト施設	泉区池の谷 3,949 番地

6　処分計画

(1)家庭ごみ

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="2">搬入先</th><th rowspan="2">処理方法</th></tr>
<tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr>
<tr><td colspan="2">プラスチック製容器包装</td><td colspan="2">民間処理施設</td><td>資源化</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">缶・びん・ペットボトル</td><td>鶴見資源化センター</td><td>鶴見区末広町１丁目 15 番地の１</td><td rowspan="4">選別施設で選別後、資源化</td></tr>
<tr><td>金沢資源選別センター</td><td>金沢区幸浦二丁目７番地の１</td></tr>
<tr><td>緑資源選別センター</td><td>緑区上山町１丁目３番地の１</td></tr>
<tr><td>戸塚資源選別センター</td><td>戸塚区上矢部町 1,921 番地の 12</td></tr>
<tr><td colspan="2">小さな金属類</td><td colspan="2">民間処理施設</td><td rowspan="11">資源化</td></tr>
<tr><td colspan="2">古紙</td><td colspan="2">民間処理施設</td></tr>
<tr><td colspan="2">古布</td><td colspan="2">民間処理施設</td></tr>
<tr><td colspan="2">乾電池</td><td colspan="2">民間処理施設</td></tr>
<tr><td colspan="2">スプレー缶</td><td colspan="2">民間処理施設</td></tr>
<tr><td colspan="2">蛍光灯、電球</td><td colspan="2">民間処理施設</td></tr>
<tr><td colspan="2">樹木せん定枝</td><td>グリーンコンポスト施設</td><td>泉区池の谷 3,949 番地</td></tr>
<tr><td rowspan="4">資源化可能な粗大ごみ</td><td rowspan="3">再使用可能な家具類</td><td>鶴見リサイクルプラザ</td><td>鶴見区末広町１丁目 15 番地の１</td></tr>
<tr><td>港南リサイクルプラザ</td><td>港南区日野南三丁目１番２号</td></tr>
<tr><td>青葉リサイクルプラザ</td><td>青葉区荏田西一丁目５番地の 16</td></tr>
<tr><td>金属製品</td><td colspan="2">民間処理施設</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">燃えないごみ（蛍光灯、電球を除く。）
不燃性の粗大ごみ（資源化可能な粗大ごみを除く。）</td><td>神明台処分地</td><td>泉区池の谷 3,949 番地</td><td rowspan="2">埋立て</td></tr>
<tr><td>南本牧廃棄物最終処分場</td><td>中区南本牧４番地</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">燃やすごみ
可燃性の粗大ごみ（資源化可能な粗大ごみを除く。）</td><td>鶴見工場</td><td>鶴見区末広町１丁目 15 番地の１</td><td rowspan="5">焼却</td></tr>
<tr><td>保土ケ谷工場</td><td>保土ケ谷区狩場町 355 番地</td></tr>
<tr><td>旭工場</td><td>旭区白根二丁目８番１号</td></tr>
<tr><td>金沢工場</td><td>金沢区幸浦二丁目７番地の１</td></tr>
<tr><td>都筑工場</td><td>都筑区平台 27 番１号</td></tr>
</table>

(2)　事業系ごみ（横浜市が処分する産業廃棄物（平成 15 年 10 月横浜市告示第 390 号。以下、「あわせ産廃告示」という。）に基づき横浜市が処分する産業廃棄物を含む。）

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">搬入先</th><th rowspan="2">処理方法</th></tr>
<tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr>
<tr><td>資源化可能な古紙</td><td colspan="2">専ら物（古紙に限る。）の処分を業として行う者の施設</td><td>資源化</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="11">資源化可能な古紙以外の一般廃棄物</td><td>専ら物（古紙を除く。）</td><td colspan="2">当該専ら物のみの処分を業として行う者の施設</td><td rowspan="3">資源化</td></tr>
<tr><td>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）第 2 条第 2 項に規定する食品廃棄物等を排出する事業者から排出される同条第 3 項に規定する食品循環資源</td><td colspan="2">食品リサイクル法第 11 条第１項に規定する登録再生利用事業者が運営する施設
一般廃棄物処分業者が運営する施設</td></tr>
<tr><td>樹木せん定枝</td><td>グリーンコンポスト施設</td><td>泉区池の谷 3,949 番地</td></tr>
<tr><td>一般廃棄物処分業者が処分することのできる一般廃棄物</td><td colspan="2">一般廃棄物処分業者が運営する施設</td><td>資源化
焼却
埋立て</td></tr>
<tr><td rowspan="5">可燃性の一般廃棄物（6(3)横浜市が処分しない廃棄物を除く。）</td><td>鶴見工場</td><td>鶴見区末広町１丁目 15 番地の１</td><td rowspan="5">焼却</td></tr>
<tr><td>保土ケ谷工場</td><td>保土ケ谷区狩場町 355 番地</td></tr>
<tr><td>旭工場</td><td>旭区白根二丁目８番１号</td></tr>
<tr><td>金沢工場</td><td>金沢区幸浦二丁目７番地の１</td></tr>
<tr><td>都筑工場</td><td>都筑区平台 27 番１号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">不燃性の一般廃棄物（6(3)横浜市が処分しない廃棄物を除く。）</td><td>神明台処分地</td><td>泉区池の谷 3,949 番地</td><td rowspan="2">埋立て</td></tr>
<tr><td>南本牧廃棄物最終処分場</td><td>中区南本牧４番地</td></tr>
</table>

(3)横浜市が処分しない廃棄物

区分	品目
可燃性の廃棄物	・資源化可能な古紙 ・産業廃棄物（あわせ産廃告示に基づき横浜市が処分する産業廃棄物を除く。） ・特定家庭用機器廃棄物であるエアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機 ・焼却不適物（液体、大量の粉末、直径 20 センチメートル以上又は長さ 300 センチメートル以上のもの、焼却設備に損傷を与えるおそれがあるもの、感染性廃棄物、毒物・劇物又は廃駆除剤が付着又は混入しているもの、動物の死体（遺棄動物の死体を除く。）、その他処理に著しい支障を及ぼすもの）
不燃性の廃棄物	・産業廃棄物（あわせ産廃告示に基づき横浜市が処分する産業廃棄物を除く。） ・ＰＣＢが付着または混入しているもの ・油分が付着または混入しているもの ・水中に投じて油膜が生じるまたは浮遊するもの（神明台処分地を除く。） ・毒物・劇物又は廃駆除剤が付着又は混入しているもの ・著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性または臭気を有するもの ・中空であるもの ・おおむね 30 センチメートル以上の金属・ガラス・陶磁器及びがれき類

2　再生利用等促進物の指定

告示番号	告示年月日	指定する再生利用等促進物	指定期日
第 154 号	平成 7 年 5 月 25 日	食品容器としてのリターナブルびん 事業活動に伴って発生した古紙	平成 7 年 6 月 1 日
第 156 号	平成 8 年 5 月 15 日	食品容器としてのアルミ缶，スチール缶， ワンウェイびん	平成 8 年 6 月 1 日
第 264 号	平成 8 年 10 月 25 日	食品容器としてのペットボトル，紙パック	平成 9 年 4 月 1 日
第　80 号	平成 12 年 3 月 24 日	食品用発泡スチロールトレー	平成 12 年 4 月 1 日

3　適正処理困難物の指定

告示番号	告示年月日	適正処理困難物	指定期日
第 252 号	平成 7 年 12 月 5 日	指定 スプリングマットレス 大型テレビ（25 型以上） 大型冷蔵庫（250 リットル以上）	平成 7 年 12 月 5 日
第 440 号	平成 13 年 3 月 23 日	指定の解除 大型テレビ（25 型以上） 大型冷蔵庫（250 リットル以上）	平成 13 年 4 月 1 日
第 367 号	平成 17 年 8 月 25 日	指定 アスベストを含むもの	平成 17 年 8 月 25 日

4　美化推進重点地区の指定

指定地区名	指定年月日
鶴見駅東口地区 東神奈川・仲木戸駅周辺地区 横浜駅周辺地区 みなとみらい 21 地区 関内地区 山下・元町地区 伊勢佐木・野毛地区 弘明寺地区 上大岡・港南中央駅周辺地区 天王町・星川駅周辺地区 鶴ヶ峰駅周辺地区 磯子駅周辺地区 金沢文庫駅周辺地区 新横浜地区 十日市場駅周辺地区 あざみ野駅周辺地区 中川駅周辺地区 戸塚駅周辺地区 本郷台駅周辺地区 いずみ中央駅周辺地区 瀬谷駅周辺地区	平成 8 年 4 月 1 日
二俣川駅周辺地区 中山駅周辺地区 センター地区 東戸塚駅周辺地区	平成 18 年 11 月 24 日

5　自動販売機の届出対象地区の指定

指定地区名	指定年月日
鶴見駅東口地区 東神奈川・仲木戸駅周辺地区 横浜駅周辺地区 みなとみらい 21 地区 関内地区 山下・元町地区 伊勢佐木・野毛地区 弘明寺地区 上大岡・港南中央駅周辺地区 天王町・星川駅周辺地区 鶴ヶ峰駅周辺地区 磯子駅周辺地区 金沢文庫駅周辺地区 新横浜地区 十日市場駅周辺地区 あざみ野駅周辺地区 中川駅周辺地区 戸塚駅周辺地区 本郷台駅周辺地区 いずみ中央駅周辺地区 瀬谷駅周辺地区	平成 8 年 4 月 1 日
二俣川駅周辺地区 中山駅周辺地区 センター地区 東戸塚駅周辺地区	平成 18 年 11 月 24 日

6　喫煙禁止地区の指定

指定地区名	指定年月日
横浜駅周辺地区 みなとみらい 21 地区 関内地区	平成 19 年 9 月 1 日

7　横浜市が処分する産業廃棄物

横浜市告示第 390 号

横浜市が処分する産業廃棄物（昭和 46 年 12 月横浜市告示第 247 号）の一部を次のように改正し、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

平成 15 年 10 月 15 日　横浜市長 中　田　宏

第 1　横浜市の施設（南本牧廃棄物最終処分場を除く。以下この表において同じ。）で処分する産業廃棄物

種類	1　繊維くず（繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るものに限る。） 2　食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物で、前処理したもの 3　と畜場においてとさつし、又は解体した牛に係る固形状の不要物で、特に市長が必要と認めたもの（以下「牛固形不要物」という。） 4　その他特に市長が適当と認めたもの
量	1　1 日平均 100 キログラム以下とし、これを合わせて 1 箇月 3 トン以下 2　上記の算定基準によることが実情にそわない場合に、1 箇月 10 立方メートル以下 3　牛固形不要物については、1 及び 2 の規定に係わらず、1 日平均 2 トン以下とし、これを合わせて 1 箇月 50 トン以下
形状	あらかじめ、中空の状態でないようにし、かつ、おおむね 50 センチメートル以下に破砕し、又は切断したもの。ただし、牛固形不要物については、市長の指示に従い適切な形状にしたもの
排出者	横浜市内の中小企業の事業者及びその他特に市長が適当と認めた事業者で、上記の産業廃棄物を横浜市の施設へ搬入することについて、市長に届け出て、その指示を受けたもの
搬入者	上記の届出をした事業者（牛固形不要物の搬入については、事業者から委託を受けた産業廃棄物収集運搬業者で、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けたものを含む。）
備考	横浜市が行う一般廃棄物の処分に支障を及ぼすと市長が認めた場合は、上記の産業廃棄物の全部又は一部について横浜市の施設への搬入を制限することがある。

第 2　南本牧廃棄物最終処分場で処分する産業廃棄物

種類	1　燃え殻 2　汚泥 3　鉱さい 4　ばいじん 5　廃プラスチック類 6　ゴムくず 7　金属くず（あき缶を除く。） 8　ガラスくず及び陶磁器くず（あきびん、廃石綿等を除く。） 9　がれき類（工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物で廃石綿等以外のもの） 10 その他特に市長が適当と認めたもの
形状等	1　ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されていないもの 2　油分が付着し、又は封入されていないもの 3　水中に投じて油膜が生じないもの 4　水中に投じて浮遊しないもの 5　毒物及び劇物（毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条に規定する毒物、劇物及び特定毒物）並びに廃駆除剤（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 3 条第 4 号イ(3)(ハ)に規定する廃駆除剤）が付着し、又は混入されていないもの 6　著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性及び臭気を有しないもの 7　中空の状態でないもの 8　燃え殻については、熱しゃく減量 15 パーセント以下であって、別表に示す判定基準に適合するもの。 　粉末状のものについては、大気中に飛散しないように加湿するなど必要な措置を行ったもの 9　汚泥については、水分 85 パーセント以下であって、流動性がなく、別表に示す判定基準に適合するものとし、かつ有機性汚泥にあっては、焼却施設等で熱しゃく減量 15 パーセント以下にしたもので、別表に示す判定基準に適合するもの。 　粉末状のものについては、大気中に飛散しないように加湿するなど必要な措置を行ったもの 10 鉱さいについては、おおむね最大径 30 センチメートル以下であって、別表に示す判定基準に適合するもの 11 ばいじんについては、あらかじめ大気中に飛散しないように梱包するなどの必要な措置を行ったもので、別表に示す判定基準に適合するもの 12 廃プラスチック類については、おおむね最大径 15 センチメートル以下に破砕若しくは、切断したもの又はおおむね最大径 30 センチメートル以下に溶融固化したもので比重 1.1 以上であるもの

	13　ゴムくずについては、おおむね最大径15センチメートル以下に破砕若しくは、切断したもの又はおおむね最大径30センチメートル以下に溶融固化したもので比重 1.1 以上であるもの 14　金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず並びにがれき類については、おおむね最大径30センチメートル以下に破砕し、又は切断したもの 15　感染性産業廃棄物については、焼却して感染性を消滅させたものであって、別表に示す判定基準に適合するもの 16　その他特に市長が適当と認めたものについては、おおむね最大径30センチメートル以下に破砕し、又は切断したもので、別表に示す判定基準に適合するもの
排出者	横浜市内の中小企業の事業者及びその他特に市長が適当と認めた事業者で、上記排出者の産業廃棄物を南本牧廃棄物最終処分場へ搬入することについて、あらかじめ、市長に届け出て、その指示を受けたもの
搬入者	上記の届出をした事業者及び届出をした事業者から委託を受けた産業廃棄物収集運搬業者
備考	横浜市が行う廃棄物の処分に支障を及ぼすと市長が認めた場合は、上記の産業廃棄物の全部又は一部について横浜市の施設への搬入を制限することがある。

別　表

判　定　基　準

	項　　　目	基準値（溶出試験、ダイオキシン類のみ含有量試験）
有機物質	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
	水銀又はその化合物	0.005 mg／l 以下
	カドミウム又はその化合物	0.1 mg／l 以下
	鉛又はその化合物	0.3 mg／l 以下
	有機燐化合物	0.2 mg／l 以下
	六価クロム化合物	0.5 mg／l 以下
	ひ素又はその化合物	0.3 mg／l 以下
	シアン化合物	1 mg／l 以下
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg／l 以下
	トリクロロエチレン	0.3 mg／l 以下
	テトラクロロエチレン	0.1 mg／l 以下
	ジクロロメタン	0.2 mg／l 以下
	四塩化炭素	0.02 mg／l 以下
	1，2―ジクロロエタン	0.04 mg／l 以下
	1，1―ジクロロエチレン	0.2 mg／l 以下
	シス―1，2―ジクロロエチレン	0.4 mg／l 以下
	1，1，1―トリクロロエタン	3 mg／l 以下
	1，1，2―トリクロロエタン	0.06 mg／l 以下
	1，3―ジクロロプロペン	0.02 mg／l 以下
	チウラム	0.06 mg／l 以下
	シマジン	0.03 mg／l 以下
	チオベンカルブ	0.2 mg／l 以下
	ベンゼン	0.1 mg／l 以下
	セレン又はその化合物	0.3 mg／l 以下
	ダイオキシン類	3nｇ-TEQ/ｇ以下
一般性状	※水分	85%以下
	※含油量	5%以下

（備考）

1　※印のあるものについては、基準値以下であっても性状により埋立てを不適当とすることがある。

2　溶出試験の試験方法は、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和 48 年環境庁告示第 13 号）による。

3　試料液の調整は、同告示第 1 の表試料液ロ又はハによることとし、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1，2―ジクロロエタン、1，1―ジクロロエチレン、シス―1，2―ジクロロエチレン、1，1，1―トリクロロエタン、1，1，2―トリクロロエタン、1，3―ジクロロプロペン及びベンゼンに係るものは、同告示別表第 3（3）ハ（ロ）及び（ハ）によることとする。

4　ダイオキシン類の試験は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃物に係る基準の検定方法（平成 4 年 7 月厚生省告示 192 号）別表第 1 に定める方法による。

5　ダイオキシン類の基準値は、平成 12 年 1 月 15 日に現に設置され、又は設置の工事がされていた施設から生ずる廃棄物については、平成 14 年 11 月 30 日までの間は適用しない。

８　横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例第３条の規定に基づく総合施策

制　　定　平成３年９月25日告示第 217号

横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成３年９月横浜市条例第31号)第３条の規定に基づき、横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する総合施策を次のとおり定め、平成３年10月１日から実施する。

平成３年９月25日　横浜市長　高秀　秀信

1　放置自動車及び沈船等の発生の防止に関する計画

放置自動車及び沈船等の発生を防止するためには、自動車及び船舶を放置し、又は放置させることのない環境づくりが重要です。このため、横浜市は、次の４項目の対策を重点的に推進します。

(1) 所有者等による処理の推進

事業者等による回収ルートの周知及び処理業者に関する情報提供を行うことにより、所有者等による自動車及び船舶の適正な処理を促進し、放置の防止を図ります。

(2) 啓発及び広報活動の推進

横浜市の広報媒体及びキャンペーン活動を通じた啓発及び広報活動を継続的に実施します。

(3) 放置防止対策に関する助言及び指導

放置防止対策を講じようとする土地所有者等に対し、助言及び指導を行います。

(4) パトロールの実施

放置を防止するため、計画的なパトロールを行い、状況に応じパトロール重点区域を設定する等効率的なパトロールの実施体制を整備します。

2　放置自動車及び沈船等の処理に関する計画

放置自動車及び沈船等を適正に処理するためには、その発見から最終処分までの手続を円滑かつ公正に行うことが重要です。このため、横浜市は、次の４項目の対策を重点的に推進します。

(1) 放置状況の把握

情報収集を円滑に行うため、自動車及び船舶について、それぞれ専用の電話を設置し、通報の受付体制を整備します。また、調査開始後の手続を効率的に進めるため、パトロール等により放置状況の把握に努めます。

(2) 調査

放置されている自動車及び船舶については、横浜市の職員が実地に厳正な調査を行います。

(3) 廃物の処分等

廃物が市民生活に与える影響を最小限にとどめるため、迅速な処分等を行うことができる体制を整備します。また、廃物のうち再資源化が可能な部分については、原材料として利用する等リサイクルに配慮します。

(4) 放置した者に対する措置

放置した者に対しては、横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例その他関係法規を活用し、厳正な措置を講じます。

3　事業者等及び市民の協力に関する計画

放置自動車及び沈船等の発生を防止し、及びこれらを適正に処理するためには、横浜市、事業者等及び市民が一体となって取り組むことが重要です。このため、横浜市は、次の４項目に重点を置いて、事業者等及び市民の協力を求めます。

(1) 事業者等の協力

事業者等による回収を促進するため、回収ルートの拡充及び周知並びに新たな回収方法の整備について、協力を求めます。また、啓発及び広報活動を含め、放置を防止するための積極的かつ自発的な活動を求めます。

(2) 市民の協力

周辺環境への関心を高めるとともに、情報提供その他日常生活において可能な協力を求めます。特に環境事業推進委員等廃棄物処理にかかわりの深い市民には、市民活動のリーダーとして、幅広い協力を求めます。

(3) 市民団体等の協力

市民団体が行う活動及び地域における活動の中に啓発及び広報活動をはじめ、放置防止及び適正処理に関する活動を取り入れるよう協力を求めます。

(4) 地域の美観保持

横浜市、事業者等及び市民が一体となって地域の美観を保持することにより、放置し、又は放置させることのない環境づくりへの協力を求めます。

第３　事業年表

１　沿革

明治	初期	・し尿のくみ取り及びごみの処理は、業者が外国人居留地や市街地の一部を行っていたと伝えられる。
	33 年	・汚物掃除法が発布され、し尿のくみ取りについては、依然業者が行っていたがごみの処理は市の直営に移され、それを民間の業者に請負わせていた。
大正	７年	・ごみの処理が、市衛生課の直営となった。
	13 年	・市の直営によるくみ取りが開始され、公共施設及び申請のあった一部民家等を対象にし尿処理が行われた。
昭和	６年	・滝頭ごみ処理所竣工。（昭和 31 年廃止）
	18 年	・第二次世界大戦激化に伴い清掃事業はほとんど休止となった。
	21 年	・各区にごみ取扱出張所を設置、戦後はじめて汚物の収集を行った。
	26 年	・衛生局清掃課が廃止され、新たに清掃局発足。
	29 年	・汚物掃除法が廃止され、新たに清掃法施行。それに伴い、横浜市清掃条例・清掃規則施行。
	35 年	・ごみ定時制収集を 3,225 世帯にはじめた。
	42 年	・「横浜市し尿処理問題研究会」を設置、同年 11 月同会より人頭制採用等の報告が出された。
	44 年	・し尿くみ取り料金を人頭制に切り替えた。 ・焼却工場近代化の緒「磯子工場」竣工。（昭和 59 年３月廃止） ・粗大ごみの収集開始。
	45 年	・清掃協力員制度発足。 ・「清掃法」が全面改正され、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定。
	46 年	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行に伴い、「横浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」、「横浜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則」公布、施行。
	47 年	・清掃施設見学会、清掃主婦講座等開催。
	48 年	・局名を「清掃局」から「環境事業局」に変更。 ・し尿くみ取り制度を許可制から委託制に移行。 ・余熱利用施設を併設した「旭工場」竣工。
	49 年	・余熱利用施設を併設した「港南工場」竣工。（平成 18 年 11 月廃止）
	51 年	・余熱利用施設を併設した「南戸塚工場」（栄工場）竣工。（平成 17 年 10 月廃止）
	53 年	・「ヨコハマさわやか運動」が発足。
		・通産省工業技術院が金沢区に建設した都市ごみ再資源化実験プラント（スターダスト'80）の運転研究開始。（昭和 57 年終了）
	54 年	・「さわやか号」３台を３特別事務所に配備。
	55 年	・余熱利用施設を併設した「保土ケ谷工場」竣工。 ・環境事業協力員制度 10 周年を記念して、協力員の表彰を実施。
	56 年	・ごみの資源化・減量化をテーマにした「資源化展」実施。
	57 年	・第１回資源集団回収優良団体表彰式を実施。
	58 年	・焼却残灰再利用施設（栄工場内）稼働。 ・「横浜市リサイクルセンター」(自転車リサイクルセンター)開設 （平成 16 年３月をもって廃止）
	59 年	・使用済み乾電池の分別収集を開始。 ・余熱利用施設を併設した「北部工場」(現在の都筑工場)竣工。
	60 年	・「環境事業さわやかママさん懇談会」発足。 ・散乱ごみ防止を目的とする「よこはまクリーンキャンペーン」実施。 ・全国初の全電動ごみ収集車の試用を開始。
	61 年	・金沢区「海の公園」であき缶回収システム（デポジット方式の実験）開始。（平成 13 年３月終了）
	62 年	・一般家庭ごみ全市域週３回収集実施。 ・第３回トレイシンポジウムを横浜で開催。

2　最近の事業

年	月 日	一　般　事　項	月 日	ごみ・し尿処理関係
平成元年	3.25	横浜博覧会開催（10月1日まで）。	4．1	し尿処理手数料の集金制から口座振替制・納入通知書に切り替え。
			5.31	横浜市清掃事業料金委託㈱へのし尿処理手数料収納委託業務の廃止。
			7．1	資源集団回収実施団体への定額奨励金助成の導入。
			10．1	し尿処理委託業者（陸上）の業務転換を実施（8業者10台）。
	11.	再生紙の導入（当局。12月に全庁に導入）。	11．1	直接搬入ごみの本市施設への事前申告制を採用。
	12.	ごみ収集車色彩デザイン及び環境事業シンボルキャラクターの公募（1月まで）。		
平成2年			1.	古紙回収モデル事業の実施（当局）。
	4.23	環境事業シンボルキャラクターを「クリーンバード」に決定。		
	6.23	ごみ収集車色彩デザインコンペを実施し、市民投票により収集車色彩デザインを変更。	6．1	特別事務所（粗大ごみ）を廃止し、一般収集事務所（家庭ごみ）に業務を統合。
			9.19	鶴見工場建設工事着工。
			10．1	粗大ごみ収集方式を、ステーション方式から電話申し込みによる申告制戸別収集方式に変更。 資源集団回収実施団体への助成を従量制（3円／kg）による奨励金に変更。 し尿処理委託業者（陸上）の業務転換を実施（10業者12台）。
			12.12	資源ごみ分別収集モデル事業開始（旭区、緑区の5万世帯を対象）。
平成3年			3.31	し尿・浄化槽汚でい海洋投入処分の廃止に伴い、出田検認所廃止。 し尿処理委託業者（海上）の業務転換を実施（6業者6隻）。
			4．1	し尿・浄化槽汚でい全量陸上処理の開始。
			4.12	港南リサイクルプラザ開設。
	4.26	「再生資源の利用の促進に関する法律」の公布（10月25日施行）。	4.23	MM21 地区集じんセンター「みなとみらい・21クリーンセンター」一部稼動。
			8．1	神明台輸送事務所改築（コンパクタ化）本格稼動。
	9.25	「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」「同施行規則」の公布（10月1日施行）。 「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例第3条の規定に基づく総合施策」の告示。	9.	小学校拠点あき缶回収事業開始。
	10．5	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正（平成4年7月4日施行）。	10.16	資源ごみ分別収集モデル事業拡大（旭区、緑区、南区、港南区、磯子区の10万世帯を対象）。
			12.	オフィス古紙リサイクルマニュアル作成。
			12．4	事業系ごみ減量化・資源化説明会開催。

年	月日	一般事項	月日	ごみ・し尿処理関係
平成４年			3.	広報ビデオ「ごみ新時代」～減量化・資源化に向けて～作成。
			5．1	グリーンコンポスト事業開始。
			6．1	家庭用コンポスト容器購入助成事業開始。
			7．1	北部リサイクルプラザ開設。
	9.25	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の公布（平成５年４月１日施行）。		
	10.23	「横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会規則」の公布（11月１日施行）。		
	11．1	横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会設置。		
	11.11	横浜市オフィス町内会設立。		
平成５年	2.25	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」の公布（４月１日施行）。		
	3.	横浜市一般廃棄物処理推進計画、実施計画策定。	3.	缶・びんの分別収集市内30%で本格実施。
			4.	環境事業推進委員制度発足。
	7.	一般廃棄物処理基本計画策定。	6.17	みなとみらい 21 リサイクル推進協議会設立。
			9.～10	各区及び市減量化・リサイクル推進協議会設置。
			9.～1.	各区不法投棄防止対策会議設置。
			11.	南本牧廃棄物最終処分場開設。
平成６年			1．1	し尿処理及び浄化槽汚泥処理手数料の無料化。
			3．1	長坂谷遊水池テニスコート建設。
			3．2	横浜市庁内ごみ減量化・資源化推進本部の設置。
			3.	生ごみたい肥化実験プラントの設置。
			4．1	神奈川輸送事務所改築（コンパクタ化）本格稼動。
			6.24	包装の適正化及び包装材の回収・リサイクルに関する指針策定。
			6.～7.	粗大ごみからの冷媒用フロン回収、市内全域実施。
	11．6	港北区、緑区から青葉区、都筑区が誕生。	9.14	旭工場着工。
			10.	缶・びんの分別収集市内45%で実施。
			11．6	行政区再編成により北部事務所を都筑事務所に、北部工場を都筑工場に、北部リサイクルプラザを青葉リサイクルプラザとする。
平成７年			2．1	長坂谷輸送事務所開設。（平成11年３月廃止）
	3.24	「横浜市リサイクル施設条例」「同施行規則」の公布（４月１日施行）。	2.27	泉事務所開設。
	6．5	「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」の一部改正（平成８年４月１日施行）	3.31	鶴見工場竣工。
			4．1	鶴見リサイクルプラザ開設。
			6．1	再生利用等促進物の指定（リターナブルびん及び事業系古紙）。
	6.16	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の公布（12月15日第１段階施行、平成９年４月１日本格施行）。		
	6.29	「適正処理困難物の指定」について答申。（平成５年12月20日諮問）		

年	月 日	一　般　事　項	月 日	ごみ・し尿処理関係
平成７年	9．25 11．7	「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例」の公布（平成８年４月１日施行）。 「今後のごみ処理経費の適正負担とこれに伴うごみ処理のあり方」について答申。（平成６年７月25日諮問）	7．1 7．5 9.28 10．1 10.11	北部資源選別センターを緑資源選別センターとする。 戸塚資源選別センター稼動。 金沢工場着工。 鶴見資源化センター開設。 市内全域で「缶・びんの分別収集」実施。
平成８年	3．5 3.28 10.26 10.27	「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例施行規則」の公布（４月１日施行）。 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成９年１月１日施行）。 横浜市国際廃棄物フォーラム開催。 第7回国際廃棄物会議開催(11月1日まで)。	5.15 7.10 10.15 10.25	再生利用等促進物の指定（アルミ缶、スチール缶、ワンウェイびん）（６月１日施行）。 鶴見工場余熱利用施設「ふれ〜ゆ」開館。 横浜市分別収集計画策定。 再生利用等促進物の指定（ペットボトル、紙パック）（平成９年４月１日施行）。
平成９年	4．1 6． 6.18 8.29	減量推進担当部長の設置。 ごみ政策課、事業系ごみ対策課の設置。 減量推進課の再編。 一般廃棄物処理計画「第２期推進計画」の策定。 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正（第１次：12月17日施行、第２次：平成10年６月17日施行、第３次：平成10年12月１日施行）。 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」「同施行規則」の改正（12月１日施行、ダイオキシン対策）。	1．1 3.31 7． 10．1	粗大ごみ収集有料化。 事業系ごみ全量有料化。 一般廃棄物収集運搬業の新規許可（24社）。 神明台処分地暫定開放施設基本計画策定。 広報紙「はまごみフォーラム」発刊 資源ごみの分別収集を週１回に変更。併せて小さな金属類を分別収集品目に追加。
平成10年	6．5 12.25	「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の公布（平成13年４月１日本格施行）。 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成11年６月12日施行）。	3.31 9． 9.26 12.18	緑資源選別センターＢ棟竣工。 環境事業局ホームページの開設。 ハマシーガル号（歩道清掃車）稼動。 保土ケ谷工場ダイオキシン対策工事着手。
平成11年	9.24	横浜市リサイクル施設条例の一部改正（平成11年11月27日施行）	2． 3.31 3.31 10.23 11.27	ペットボトルの分別収集開始（緑・青葉・都筑区）。 長坂谷輸送事務所廃止。 旭工場竣工。 神明台処分地スポーツ広場の開設 横浜市神奈川リサイクルコミュニティセンター（エコライフかながわ）開設。

年	月 日	一 般 事 項	月 日	ごみ・し尿処理関係
平成12年			2．1	家庭ごみの排出を半透明袋に変更
			2．2	ペットボトル分別収集地域を拡大 （港南区、戸塚区、栄区、泉区で開始し ７区で実施に）
	3.27	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成12年4月1日施行）。	3.24	再生利用等促進物の指定（食品用発泡スチロールトレー）（平成12年4月1日施行）。
	5.31	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の公布（平成13年4月1日施行）。 「建設工事に係る資財の再資源化等に関する法律」の公布（平成12年11月30日一部施行）		
	6．2	「循環型社会形成推進基本法」の公布（公布の日から施行）。 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正（平成12年10月1日施行）。 「浄化槽法」の一部改正（平成13年4月1日施行）。		
	6．7	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の公布（平成13年5月1日施行） 「再生資源の利用の促進に関する法律」の一部改正（平成13年4月1日施行）。		
	7.26	ごみの減量化・資源化推進キャラクターを「エコペン太」に決定。		
	8.14	「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」の公布	9.26	都筑工場ダイオキシン対策工事着手
	12.25	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成13年4月1日施行）。		
平成13年			1．4	粗大ごみ受付センターを開設。
			2．	栄工場休止。
			2.14	ペットボトル分別収集地域を拡大（鶴見区、神奈川区、西区、中区で開始し 11 区で実施）。
	3.28	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成13年4月1日施行）。	3.30	金沢工場竣工。
			4．2	粗大ごみの持ち出し収集開始。
			5.30	保土ケ谷工場ダイオキシン対策工事完了。
	12.27	「一般廃棄物処理計画の改定に向けた基本的な考え方」について答申。 （平成13年3月27日諮問）	10.11	青葉事務所開設。
平成14年			3．	市内の主なスーパー・地域生協・百貨店との間に「容器包装類等の削減に向けた環境にやさしい取組み行動協定」を締結。（取組期間：平成14年4月1日～平成19年3月31日の5か年間）
			3．5	金沢資源選別センター開設。
			3．6	ペットボトル分別収集全市実施。 （南、保土ケ谷、旭、磯子、金沢、港北、瀬谷の７区で開始）
			3.31	神明台処分地7次II期開設工事完了。
	7．8	環境にやさしい取組み行動協定店のロゴマーク発表。		
	7.12	「使用済自動車の再資源化等に関する法案」の公布。		
	12.16	「中期政策プラン」の策定。		

年	月 日	一　般　事　項	月 日	ごみ・し尿処理関係
平成15年	1. 8	「横浜市一般廃棄物処理基本計画（横浜G30プラン）」策定。	2.15	家庭ごみ収集運搬業務の民間委託試行開始。（みなとみらい21地区の高層住宅）
	3.14	「循環型社会形成推進基本計画」の策定。	3.10	都筑工場ダイオキシン対策工事完成。
	4.23	「ヨコハマはG30」推進本部設置。	3.31	金沢工場余熱利用施設建設工事完成。
	5.30	「ヨコハマはG30」スタートダッシュイベント開催。	4. 1	家庭用電気式生ごみ処理機購入助成事業開始。
	6.18	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正（平成15年12月1日施行）。	6.27	金沢工場余熱利用施設「リネツ金沢」開館。
		「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」一部改正	8.25	「粗大ごみインターネット受付窓口」開設。
		「特定家庭用機器再商品化法」の公布。		
	10.17	「へら星人ミーオ」、「G30ロゴ」の決定。	10.6	分別収集品目拡大モデル事業開始。
	10.22	「G30テーマソング(クレイジーケンバンド)」の決定。		中区の一部で家庭ごみ収集運搬業務の委託開始（福富、関内地区）
				西区の家庭ごみ収集運搬業務の委託を拡大（南北幸地区）
平成16年	3. 5	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正(平成16年4月1日施行)。	3.31	自転車リサイクルセンターの廃止。
				港北輸送事務所の廃止。
	4. 1	「市役所ごみゼロ」の取組が開始。	4. 1	持ち去り禁止条項の追加。
	4.28	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正(平成16年10月27日施行)。		西区全域で家庭ごみ収集運搬業務の委託開始
	6.23	横浜市役所 IS014001 認証取得。		
	10.1	「横浜市廃棄物埋立跡地利用に係る指導要綱」及び「同要綱運用基準」の施行	10. 1	南・港南・磯子・金沢・栄・泉区６区で分別収集品目拡大先行実施。
	10.21	「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」の一部改正		
	12.1	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の一部改正。		
	12.24	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成17年4月1日施行）。		
		「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」の一部改正（平成16年12月24日施行）。		
平成17年	1. 1	「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の本格施行。	3.31	磯子輸送事務所の廃止。
	3.25	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成17年4月1日施行）。		
	4. 1	局名を「環境事業局」から「資源循環局」に変更。	4. 1	分別収集品目拡大全市実施。
		「市役所ごみゼロ」における分別拡大（18分別）及びルート回収開始。		中区全域で家庭ごみ収集運搬業務の委託開始。
				事業用仮設トイレから排出されるし尿収集有料化。
	5.18	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正(平成17年10月1日施行)。		動物の死体の処理手数料の改正。
	6.24	「横浜市リサイクル施設条例」、「横浜市リサイクル条例施行規則」一部改正（同日施行）。		各収集事務所に産業廃棄物の「相談窓口」開設。
	9.20	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の一部改正(平成17年10月1日施行)。		
	9.30	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の一部改正(平成17年10月1日施行)。	10.17	栄工場廃止。
			10.31	金沢資源選別センター増築。
			11.13	港北事務所移転。

年	月 日	一　般　事　項	月 日	ごみ・し尿処理関係
平成18年	2.10 3.10 6.2 12.25	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正。 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の一部改正(平成18年4月1日施行)。 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の一部改正 横浜市中期計画策定（新たなごみ量目標▲35%を設定）	11．9 11.13 11.16 11.22	緑資源選別センター（A棟）増築 金沢事務所移転 ハイブリッド収集車を４台導入 港南工場廃止。
平成19年	5.31 9.22 9.28	「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例」の一部改正(平成19年9月１日一部施行) 港南事務所に「ﾘサイクルひろば港南」開設 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（一部は公布の日から、残りは平成20年５月１日施行） 都筑工場に「G30 ひろば つづき」開設	5.1	栄区全域で家庭ごみ収集運搬業務の委託開始。
平成20年	1.21 5．1	「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に基づき喫煙禁止地区内において罰則（過料）の適用を開始 分別ルールを守らない市民・事業者に対する罰則制度の適用開始。	2．4	燃やすごみ（燃えないごみ・乾電池・スプレー缶）の収集回数を週３回から週２回へ変更（7・８月は週３回収集)。 古紙・古布の収集回数を月１回から原則月２回へ変更。

第4　施　設　・　車　両　等

1　施　　設（平成２０年4月1日　現在）

(1)　車両課

名　　称	所　在　地	敷地面積	建物延床面　　積	取　扱　業　務	電話番号ＦＡＸ
車両課	神奈川区新浦島町２－4	10,782.6㎡	2,643.3㎡	車両の修理保管等	(441)8201 (441)8203

(2)　事務所

名　　称	所　在　地	敷地面積	建物延床面　　積	取　扱　業　務	電話番号ＦＡＸ
鶴見事務所	鶴見区小野町39	4,932.9㎡	1,671.7㎡	一般廃棄物の収集・運搬	(502)5383 (502)5482
神奈川事務所	神奈川区千若町3－1－43	4,950.0㎡	1,748.9㎡	〃	(441)0871 (441)5938
西事務所	西区浜松町11－4	886.0㎡	1,564.6㎡	〃	(241)9773 (251)1791
中事務所	中区錦町11－2	3,305.8㎡	2,100.4㎡	〃	(621)6952 (625)2932
南事務所	南区睦町1－1－2	3,222.3㎡	3,058.5㎡	〃	(741)3077 (741)6492
港南事務所	港南区港南台8－4－41	40,013.4㎡	1,200.1㎡	〃	(832)0135 (832)5204
保土ケ谷事務所	保土ケ谷区狩場町355	保土ケ谷工場内	1,544.0㎡	〃	(742)3715 (742)4931
旭事務所	旭区白根2－8－1	旭工場内	1,822.1㎡	〃	(953)4811 (953)6669
磯子事務所	磯子区新磯子町6	2,644.6㎡	1,437.4㎡	〃	(761)5331 (754)6109
金沢事務所	金沢区幸浦2-2-6	1,653.8㎡	1,673.5㎡	〃	(781)3375 (788)0269
港北事務所	港北区大豆戸町1238	6,340.5㎡	1,892.0㎡	〃	(541)1220 (541)1224
緑事務所	緑区長津田みなみ台5-1-15	4,983.6㎡	1,767.7㎡	〃	(983)7611 (982)7973
青葉事務所	青葉区市ヶ尾町2039－1	6,520.8㎡	1,834.1㎡	〃	(975)0025 (975)0028
都筑事務所	都筑区平台27－2	都筑工場内	1,822.5㎡	〃	(941)7914 (941)8409
戸塚事務所	戸塚区川上町415－8	6,435.8㎡	1,907.2㎡	〃	(824)2580 (824)2820
栄事務所	栄区上郷町1570－1	148,613.5㎡	1,041.7㎡	〃	(891)9200 (893)7641

名　称	所　在　地	敷地面積	建物延床面積	取扱業務	電話番号 FAX
泉事務所	泉区和泉町5874−14	5,506.8㎡	1,113.8㎡	〃	(803)5191 (803)7951
瀬谷事務所	瀬谷区二ッ橋町548−2	4,487.1㎡	1,007.3㎡	〃	(364)0561 (391)4784
神奈川輸送事務所	神奈川区新浦島町2−4	車両課内	2,489.1㎡	一般廃棄物の積替え及び運搬	(453)5501 (451)5672
戸塚輸送事務所	戸塚区名瀬町443−1	6,055.1㎡	1,820.9㎡	〃	(811)8621 (814)2602
神明台輸送事務所	泉区池の谷3949	神明台処分地内	2,503.4㎡	〃	(361)7911 (367)4606
北部事務所	旭区上白根3−38−2	6,886.1㎡	2,057.8㎡	し尿の収集運搬	(953)0941 (953)0942

(3)　し尿検認所

名　称	所　在　地	敷地面積	建物延床面積	取扱業務	電話番号 FAX
磯子検認所	磯子区新磯子町38	13,229.4㎡	2,655.7㎡	し尿量等の検認及び前処理・圧送	(753)8004 (750)5334

(4)　焼却工場

名　称	所　在　地	敷地面積	建物延床面積	電話番号 FAX
鶴見工場	鶴見区末広町1−15−1	61,053.9㎡	42,750.5㎡	(521)2191 (521)2193
保土ケ谷工場	保土ケ谷区狩場町355	60,420.0㎡	27,335.0㎡	(742)3711 (742)3712
旭工場	旭区白根2−8−1	55,721.9㎡	17,746.2㎡	(953)4851 (953)4852
金沢工場	金沢区幸浦2−7−1	70,000.0㎡	54,091.8㎡	(784)9711 (784)9714
都筑工場	都筑区平台27−1	64,218.8㎡	29,617.0㎡	(941)7911 (941)7912

(5)　資源開発室

名　称	所　在　地	敷地面積	建物延床面積	取扱業務	電話番号 FAX
資源開発室	保土ケ谷区狩場町355	保土ケ谷工場併設		廃棄物の資源化研究開発等	(742)3713 (742)3983

(6) 最終処分場

名　称	所　在　地	面　積	開設時期	電話番号 FAX
神明台処分地	泉区池の谷3949他	530,000㎡	昭和48年10月	(364)1686 (367)4114
南本牧廃棄物最終処分場	中区南本牧4	210,000㎡	平成 5年11月	(625)9647 (625)9648

(7) 職員住宅

名　称	所　在　地	敷地面積	建物延床面積	備考
磯子職員住宅	磯子区新磯子町6	磯子事務所内	1,338.1㎡	戸数 24戸

(8) リサイクル施設等

名　称	所　在　地	敷地面積	建物延床面積	電話番号 FAX
神奈川リサイクルコミュニティセンター	神奈川区平川町3－6	844.9㎡	970.6㎡	(413)3196 (488)3463
鶴見リサイクルプラザ	鶴見区末広町1－15－1	鶴見工場内	1,433.8㎡	(521)0480 (521)0485
港南リサイクルプラザ	港南区日野南3－1－2	1,826.2㎡	1,034.1㎡	(834)1580 (834)1576
青葉リサイクルプラザ	青葉区荏田西1－5－16	1,105.0㎡	497.3㎡	(911)6255 (911)6522
鶴見資源化センター	鶴見区末広町1－15－1	鶴見工場内	11,511.4㎡	(503)0091 (503)0160
金沢資源選別センター	金沢区幸浦2-7-1	金沢工場内	3,355.0㎡	(785)6802 (785)6829
緑資源選別センター	緑区上山町1-3-1	7,377.4㎡	5,782.0㎡	(935)0098 (933)9161
戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町1921－12	11,025.0㎡	5,104.5㎡	(813)7174 (813)8483
港南資源回収センター	港南区日野南3-1-2	港南リサイクルプラザ内		(832)2900 (832)3492
グリーンコンポストプラント	泉区池の谷3949	神 明 台 処 分 地 内		(367)1333 (367)1333

(9) 収集施設

名　称	所　在　地	敷地面積	建物延床面積	電話番号 FAX
みなとみらい２１・クリーンセンター	中区桜木町1－1－56	1,531.9㎡	6,727.0㎡	(223)2010 (223)2011

(10)　余熱利用施設

区　　分	名　　称	種　　類	所 在 地	電話番号 F A X
鶴見工場 余熱利用施設	ふれーゆ	温水プール、大浴場、展示温室	鶴見区末広町1―15―2	(521)1010 (521)1099
保土ケ谷工場 余熱利用施設	狩場緑風荘	老人福祉センター	保土ケ谷区狩場町295-2	(742)2311 (741)2216
	保土ケ谷プール	温水プール	〃　238-3	(742)2003 (742)2005
旭工場 余熱利用施設	福寿荘	老人福祉センター	旭区白根2-33-2	(953)5315 (953)5317
	旭プール	温水プール	〃　2-33-1	(953)5010 (953)5012
金沢工場 余熱利用施設	リネツ金沢	温水プール、入浴施設等	金沢区幸浦2-7-1	(789)2181 (789)2185
都筑工場 余熱利用施設	つづき緑寿荘	老人福祉センター	都筑区葛が谷2-1	(941)8380 (942)3979
	都筑地区センター	地区センター	〃　2-1	〃
	都筑プール	温水プール	〃　2-2	(941)8385 (941)8387
	横浜あゆみ荘	障害者研修保養センター	〃　2-3	(941)8383 (941)3045
	北部地域療育センター	障害児療育施設	〃　16-3	(942)3451 (942)8501

(11)　粗大ごみ収集センター

名　　称	所 在 地	建物延床面積	電話番号
栄粗大ごみ収集センター	栄区上郷町1570-1	511 ㎡	(891)4696

(12) 公衆トイレ

区分 区名	名　　称	所 在 地	構　　造		規　　模			
			建 物	方 式	男		女	多目的
					大	小		
鶴見 （5 か所）	花月園前駅構内	生麦 5-1-3	鉄筋	直	1	3	1	1
	汐見橋	鶴見中央 4-44-1	(仮設)	〃	1		1	
	鶴見駅西口	豊岡町 1-16	プレハブ	〃	1	2	2	
	京急鶴見駅前	鶴見中央 1-30-22	鉄　筋	〃	1	3	2	2
	生麦	生麦 1-3-11	〃	〃	1	2	1	
神奈川 （5 か所）	東神奈川駅東口	東神奈川 1-13-12	〃	〃	1	3	2	2
	〃　西口	東神奈川 1-29	〃	浄	1	3	3	
	新子安駅前	子安通 2-259	〃	直		2	1	2
	東白楽駅前	白楽 12-1	〃	〃	2	3	2	1
	片倉町駅前	片倉 1-33	〃	〃	1	3	2	2
西 （12 か所）	西平沼橋	平沼 2-7-2	〃	〃	1	3	1	
	浅間下	浅間町 1-16-1	〃	〃	1	3	2	
	浅山橋	高島 2-11-13	さわやか	〃	1			
	西横浜駅前	西平沼町 8-1	鉄　筋	〃	1	2	2	1
	久保山	霞ヶ丘 64	鉄　筋	〃	1	1	1	
	野毛山プール前	東ヶ丘 50	〃	〃	1	3	2	
	洪福寺	南浅間町 31-10	〃	〃	1	2	2	
	社宮司公園	〃　25	さわやか	〃	1			
	横浜駅東口タクシープラザ	高島 2-16	鉄　筋	〃	2	3	3	
	横浜駅東口駅前広場	〃 2-16	〃	〃		2	1	2
	横浜駅西口	南幸 1-4	〃	〃	2	3	2	1
	高島町交差点	高島 2-1	〃	〃		3	1	2
中 （16 か所）	西の橋	石川町 1-1	〃	〃	2	3	2	2
	小港橋	小港町 1-1	〃	〃	1	4	3	
	長者橋	長者町 9-175	〃	〃	1	2	1	
	黄金橋	末吉町 2-28	〃	〃	1	2	1	
	三溪園前	本牧大里町 10	〃	〃	1	2	1	
	山下町駐車場	山下町 8	さわやか	〃	1			
	車橋	石川町 5-209-1	〃	〃	1			
	本牧ふ頭	本牧ふ頭 3-1	鉄　筋	浄	1	3	1	
	前田橋	山下町 112	〃	直	2	2	2	
	関内駅北口	港町 2 丁目地先	プレハブ	〃	2	3	2	1
	〃　南口	港町 1 丁目 2-2	鉄　筋	〃	2	3	2	1
	谷戸橋	山手町 184-1 地先	〃	〃	2	3	2	1
	桜木町駅前	桜木町 1-1-53	〃	〃	2	3	2	2
	弁天橋	内田町 1-1	〃	〃	2	3	2	2
	山下町	山下町 203	〃	〃	1	3	4	2
	中華街東門	山下町 80-3	〃	〃	1	2	3	1
南 （6 か所）	一本橋	白金町 2-33	〃	〃	1	1	1	
	三吉橋	浦舟町 1-19-2	さわやか	〃	1		1	
	鶴巻橋	大橋町 1-1	鉄　筋	〃	1	2	1	
	弘明寺	大岡 2-32-7	〃	〃	1	2	1	
	駿河橋	新川町 1-2	さわやか	〃	1		1	
	井土ヶ谷駅前	井土ヶ谷下町 214	〃	〃	1			

区分 / 区名	名　　称	所 在 地	構　　造		規　　模			
			建　物	方 式	男		女	多目的
					大	小		
港南（1か所）	上永谷駅前	丸山台 1-12	鉄　筋	直	2	3	2	1
保土ケ谷（2か所）	和田町駅前	仏向町 2	鉄　筋	〃	1	2	2	1
	保土ケ谷駅前	岩井町 143	〃	〃	2	3	2	1
旭（1か所）	鶴ヶ峰バスターミナル	鶴ヶ峰 2-18	〃	〃	1	3	3	2
磯子（7か所）	八幡橋	原町 10-11	〃	〃	1	2	1	
	杉田駅前	杉田 2-1	〃	〃	1	3	2	1
	新杉田駅前	新杉田町 8-1	〃	〃	1	3	3	2
	磯子駅前	森 1-1	〃	〃	2	3	2	
	いそご海づり場	新磯子町 38	さわやか	〃		1		
	根岸駅前	東町 16	鉄　筋	〃	2	3	2	1
	洋光台駅前	洋光台 3-14	〃	〃	2	3	2	1
金沢（4か所）	谷津公園	谷津町 361	さわやか	〃		1		
	釜利谷	釜利谷東 1-56	〃	〃		1		
	金沢八景	瀬戸 4-4	〃	〃		1		
	金沢文庫駅バスターミナル	釜利谷東 2-1 番先	〃	〃		1		
港北（4か所）	日吉駅前	日吉 2-1	鉄　筋	〃	1	2	2	2
	新横浜駅北口	新横浜 2-1	〃	〃	2	3	2	2
	大倉山駅前	大倉山 1-1-1	〃	〃	1	2	1	1
	横浜アリーナ	新横浜 3-15	〃	〃	2	3	4	2
緑（4か所）	長津田駅前	長津田 5 丁目 1855	プレハブ	〃	1	2	2	
	十日市場駅前	十日市場町 825	鉄　筋	〃	1	3	2	2
	中山駅北口	中山町 350-5	(仮設)	〃	2	3	2	1
	鴨居駅前	鴨居 1-56-4	さわやか	〃		1		
青葉（6か所）	たまプラーザ駅前	美しが丘 1-1-3	鉄　筋	〃	1	3	2	
	市が尾駅前	市ヶ尾町 1156-1	〃	〃	1	2	2	1
	青葉台駅前	青葉台 1-8-1	〃	〃	1	3	3	2
	江田駅前	荏田町 2360-1	〃	〃	1	2	2	1
	あざみ野駅前	あざみ野 2-1-1	〃	〃	1	3	2	2
	藤が丘駅前	藤が丘 1-29-1	さわやか	〃		1		
都筑（4か所）	仲町台駅前	仲町台 1-1	鉄　筋	〃	1	3	3	2
	中川駅前	中川 1-1	〃	〃	1	3	3	2
	センター北駅前	中川中央 1-1 先	〃	〃	1	2	2	2
	北山田駅前	北山田 1-6-11	〃	〃	2	3	3	1
戸塚（5か所）	東戸塚駅東口	品濃町 692	〃	〃	2	3	2	1
	〃　西口	〃　740-9	〃	〃	2	3	2	1
	戸塚駅東口	戸塚町 12-1	〃	〃	1	3	3	2
	戸塚駅西口バスセンター	〃　4018-1	さわやか	浄	1		1	
	桜橋	〃　127	〃	直		1		
栄（3か所）	本郷台駅前	小菅ヶ谷 1-1	鉄　筋	〃	2	3	2	1
	大船駅東口バスターミナル	笠間町 2-1	〃	〃	2	3	2	1
	桂町プロムナード	桂町 303-19	さわやか	〃		1		
瀬谷（1か所）	瀬谷駅北口	中央 1-1	鉄　筋	〃	1	2	2	2
合計	17 区 86 か所（内　さわやかトイレは 17 か所，20 基）	直…下水道直接放流（83 か所） 浄…浄化槽　（3 か所） 多目的…多目的トイレ（46 か所，69 基）						

2　焼却工場・輸送事務所一覧

(1)　焼却工場

区分＼工場名			鶴見工場	保土ケ谷工場	旭工場
所在地			鶴見区末広町1-15-1	保土ケ谷区狩場町355	旭区白根2-8-1
敷地面積			61,053.9㎡	60,420.0㎡	55,721.9㎡
建物延床面積			42,750.5㎡	27,335.0㎡	17,746.2㎡
着工年月日			平成2年9月19日	昭和50年3月18日	平成6年9月14日
竣工年月日			平成7年3月31日	昭和55年6月30日	平成11年3月31日
焼却能力			設備能力　1,200ｔ/24h	設備能力　1,200ｔ/24h 破砕設備 剪断式60ｔ/5h	設備能力　540ｔ/24h 破砕設備 剪断式 37.5t/5h
発電能力			22，000kW	4，200kW	9，000kW
焼却炉	型式		三菱マルチン式	デ・ロール式	三菱マルチン式
焼却炉	基数		400ｔ×3基	400ｔ×3基	180ｔ×3基
焼却炉	火床面積		212.9㎡ 70.98㎡×3基	186㎡ 62㎡×3基	91.9㎡ 30.63㎡×3基
焼却炉	煙突		鋼板製3筒、RC外筒 集合煙突、地上高 130m 吐出速度　30m/sec	鋼板製3筒、RC外筒 集合煙突、地上高 115m 吐出速度　30m/sec	鋼板製3筒、RC外筒 集合煙突、地上高 100m 吐出速度　30m/sec
当初建設費	建設工事費		18,953,917 千円	5,916,050 千円	6,545,485 千円
当初建設費	築炉工事費		30,797,000 千円	11,480,000 千円	19,158,000 千円
当初建設費	用地費		37,115 千円	1,454,185 千円	―――
当初建設費	その他		1,990,278 千円	3,748,388 千円	1,585,205 千円
当初建設費	計		51,778,310 千円	22,598,623 千円	27,288,690 千円
当初建設費	財源内訳	国庫	12,449,570 千円 (24.0%)	6,966,565 千円 (30.8%)	4,632,884 千円 (17.0%)
当初建設費	財源内訳	県費	―――	―――	96,000 千円 (0.4%)
当初建設費	財源内訳	市債	27,532,000 千円 (53.2%)	14,240,000 千円 (63.0%)	13,911,000 千円 (51.0%)
当初建設費	財源内訳	一般財源	11,796,740 千円 (22.8%)	1,392,058 千円 (6.2%)	8,648,806 千円 (31.6%)
余熱利用施設	概要		温水プール、大浴場、展示温室	給湯、冷暖房 温水プール、老人福祉センター、緑化センター温室	給湯、冷暖房 温水プール、老人福祉センター
余熱利用施設	建設費（用地費除く）		5,562,721 千円	1,669,996 千円	623,806 千円

金　沢　工　場	都　筑　工　場
金沢区幸浦2-7-1	都筑区平台27-1
70,000.0㎡	64,218.8㎡
54,091.8㎡	29,617.0㎡
平成 7年 9月28日	昭和54年12月17日
平成13年 3月30日	昭和59年 3月31日
設備能力　1,200ｔ/24ｈ 溶融能力　60ｔ/24ｈ	設備能力　1,200ｔ/24ｈ 破砕設備 剪断式60ｔ/5ｈ 回転式20ｔ/5ｈ
３５，０００kW	１２，０００kW
日本鋼管フェルント式	三菱マルチン式
400ｔ×3基	400ｔ×3基
219.96㎡ 73.32㎡×3基	187.8㎡ 62.6㎡×3基
鋼板製3筒、ＲＣ外筒 集合煙突、地上高 130m 吐出速度平均 30m/sec	鋼板製3筒、ＲＣ外筒 集合煙突、地上高 130m 吐出速度平均 30m/sec
20,269,725 千円	7,930,000 千円
41,200,000 千円	10,880,000 千円
―――	8,387,622 千円
1,123,872 千円	1,485,000 千円
62,593,598 千円	28,682,622 千円
11,030,189 千円（17.6%）	8,043,503 千円（28.0%）
47,000 千円（ 0.1%）	―――
43,343,732 千円（69.2%）	16,428,000 千円（57.3%）
8,172,677 千円（13.1%）	4,211,119 千円（14.7%）
給湯、冷暖房 温水プール、入浴施設等	給湯、冷暖房、温水プール、老人福祉センター、障害者研修保養センター、北部療育センター、地区センター
2,462,658 千円	4,083,909 千円

（2） 輸送事務所

区分 ＼ 輸送事務所名			神奈川輸送事務所	戸塚輸送事務所	神明台輸送事務所
所在地			神奈川区新浦島町 2-4	戸塚区名瀬町 443-1	泉区池の谷 3949
敷地面積			車両課内	6,055.1㎡	神明台処分地内
建物延床面積			2,489.1㎡	1,820.9㎡	2,503.4㎡
着工 年月			平成4年9月	昭和61年5月	平成元年12月
しゅん工 年月			平成6年3月	昭和62年12月	平成3年8月
処理能力			400ｔ／日	200ｔ／日	500ｔ／日
中継方式			コンパクタ方式	コンパクタ方式	コンパクタ方式
建築構造			鉄筋コンクリート3階建	中継棟 ＳＲＣ造、鉄骨造2階建 管理棟 鉄骨造	中継棟 1、2階 SRC 造、3階鉄骨造 管理棟 1、2階 SRC 造、 3階鉄骨造
建設改築費	プラント費		1,742,760 千円	314,500 千円	571,650 千円
	土木建築設備費			604,252 千円	616,661 千円
	その他（※）		568,404 千円	135,996 千円	163,089 千円
	計		2,311,164 千円	1,054,748 千円	1,351,400 千円
	財源内訳	国庫	714,242 千円		274,537 千円
		県費			
		市債	612,000 千円	740,000 千円	420,000 千円
		一般財源	984,922 千円	314,748 千円	656,863 千円

※ 用地購入費、設計及び地質調査委託費等含む。

3 車両等

⑴ ごみ関係車両

区分			平成20年度管理台数 総台数	リース
収集関係	収集事務所	小型無蓋車	30	17
		小型無蓋車(平ボディ)	69	69
		小型機械車	377	253
		小型機械車(CNG)	97	66
		小型機械車(LPG)	41	20
		小型機械車(HYBRID)	47	47
		中型機械車	89	46
		軽ダンプ	63	39
		軽トラック	30	13
		巡回指導車	21	3
	輸送	ショベルローダ	4	
		大型コンテナ輸送車	35	35
	小　計		903	608
処分地関係	処分地	ブルドーザ	2	
		ドーザーショベル	2	1
		パワーショベル	3	
		大型散水車	1	
		消毒車	1	
		大型無蓋車	1	1
		構内作業車等	3	1
	排水管	中型吸上車	2	
		巡回作業車等	5	1
	小　計		20	4
その他	中型レッカー車		1	1
	応急修理連絡車,検収車		2	1
	フォークリフト		1	
	廃棄物検査車		2	
	連絡車等		33	4
	小　計		39	6
合　計			962	618

⑵ し尿関係車両

		総台数	リース
収集車	小型吸上車	20	7
	小型吸上車(LPG)	25	18
	中型吸上車	2	
	大型吸上車	3	1
	小　計	50	26
特殊用途	公衆トイレ清掃車	3	2
	移動トイレ	3	
	連絡車等(含トイレ牽引車)	4	2
	小　計	10	4
合　計		60	30
総　合　計		1,022	648

※H19年度以降保有台数から管理台数へと変更しています。

※管理台数:保有台数から更新済み台数を除いた台数。

4 資源化施設一覧

区分＼施設名		鶴見資源化センター	緑資源選別センター		金沢資源選別センター
所在地		横浜市鶴見区末広町 1―15―1	横浜市緑区上山 1-3-1		横浜市金沢区幸浦 2―7―1
敷地面積		鶴見工場内	7,377.4 ㎡		金沢工場内
建物延床面積		11,511.4 ㎡	A 棟	B 棟	3,355 ㎡
			1,211.3㎡	4,570.7 ㎡	
建物構造		鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造及び鉄骨造４階建	鉄骨造２階建	鉄骨造（一部鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造） 地下１階、地上３階	鉄骨造（一部鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造）３階建
着 工 竣 工		平成４年９月 平成７年９月	平成４年４月 平成５年３月 （平成18年11月増築）	平成８年９月 平成10年３月	平成13年９月 平成14年３月 （平成17年10月増築）
処 理 能 力		不燃性粗大ごみ 100t/5h 可燃性粗大ごみ 150t/5h(2基) 資源ごみ 50t/5h(2系列)	資源ごみ 25t/5h(2系列)	資源ごみ 35t/5h(2系列)	資源ごみ 30t/5h(1系列)
主 要 設 備		粗大施設: 回転式破砕機１基 せん断式破砕機 2基 選別施設: 破袋機、選別機 圧縮機４基(鉄､ｱﾙﾐ､排出袋､ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ) 手選別ｺﾝﾍﾞｱ３基	破袋機 2基 分離機 2基 磁選機 3基 ｱﾙﾐ選別機 1基 手選別ｺﾝﾍﾞｱ 2基 圧縮機 4 基(鉄、ｱﾙﾐ、排出袋､ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ)	破袋機 2基 分離機 2基 磁選機 3基 ｱﾙﾐ選別機 2基 ﾄﾛﾝﾒﾙ選別機 1基 手選別ｺﾝﾍﾞｱ 2基 圧縮機 4 基(鉄、ｱﾙﾐ、排出袋、ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ)	破袋機 1基 手選別ｺﾝﾍﾞｱ2基 圧縮機 4 基(鉄、ｱﾙﾐ、ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ、排出袋) 分離機 1基 磁選機 1基 ｱﾙﾐ選別機 1基 ﾄﾛﾝﾒﾙ選別機 1基
当初建設費	建設工事費	(7,403 千円) 6,721,473 千円	555,712 千円	1,063,433 千円	(374,071 千円) 727,921 千円
	ﾌﾟﾗﾝﾄ設備	(123,900 千円) 2,362,080 千円	443,341 千円	(33,285 千円) 849,045 千円	(197,475 千円) 389,625 千円
	用 地 費	―――	1,660,225 千円	―――	―――
	そ の 他	191,861 千円	28,148 千円	98,821 千円	(56,944 千円) 65,179 千円
	計	(131,303 千円) 9,275,414 千円	2,687,426 千円	(33,285 千円) 2,011,299 千円	(628,490 千円) 1,182,725 千円
財源内訳	国 庫	(37,177 千円) 2,615,163 千円	―――	725,022 千円	218,580 千円
	県 費	―――	―――	―――	―――
	市 債	(78,000 千円) 4,955,000 千円	2,406,000 千円	1,098,000 千円	(256,989 千円) 572,989 千円
	一 般 財 源	(16,126 千円) 1,705,251 千円	281,426 千円	(33,285 千円) 188,277 千円	(152,921 千円) 391,156 千円

（ ）缶・びん・ペットボトルの追加工事で内数

戸塚資源選別センター	グリーンコンポスト
横浜市戸塚区上矢部町1921－12	横浜市泉区池の谷3949
11,025.0 ㎡	神明台処分地内
5,104.5 ㎡	
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 3 階建 鉄骨造2階建	鉄骨造平家建
平成6年2月 平成7年6月	平成3年11月 平成4年11月
資源ごみ 60t/5h(2系列)	樹木せん定枝 18t/1日
破袋機 2基 分離機 4基 磁選機 3基 ｱﾙﾐ選別機 1基 手選別ｺﾝﾍﾞｱ2基 振動ふるい1基 圧縮機5基(鉄、ｱﾙﾐ、排出袋、ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ)	破砕機 2基 粉砕機 1基 自動定量袋詰め装置1式 ｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ 421㎡ 野積み場 10,000㎡ ｺﾝﾍﾞｱ 3基
1,404,667 千円	107,635 千円
854,900 千円	187,851 千円
2,171,698 千円	―――
72,715 千円	31,891 千円
4,503,980 千円	327,377 千円
―――	―――
―――	―――
3,993,000 千円	―――
510,980 千円	327,377 千円
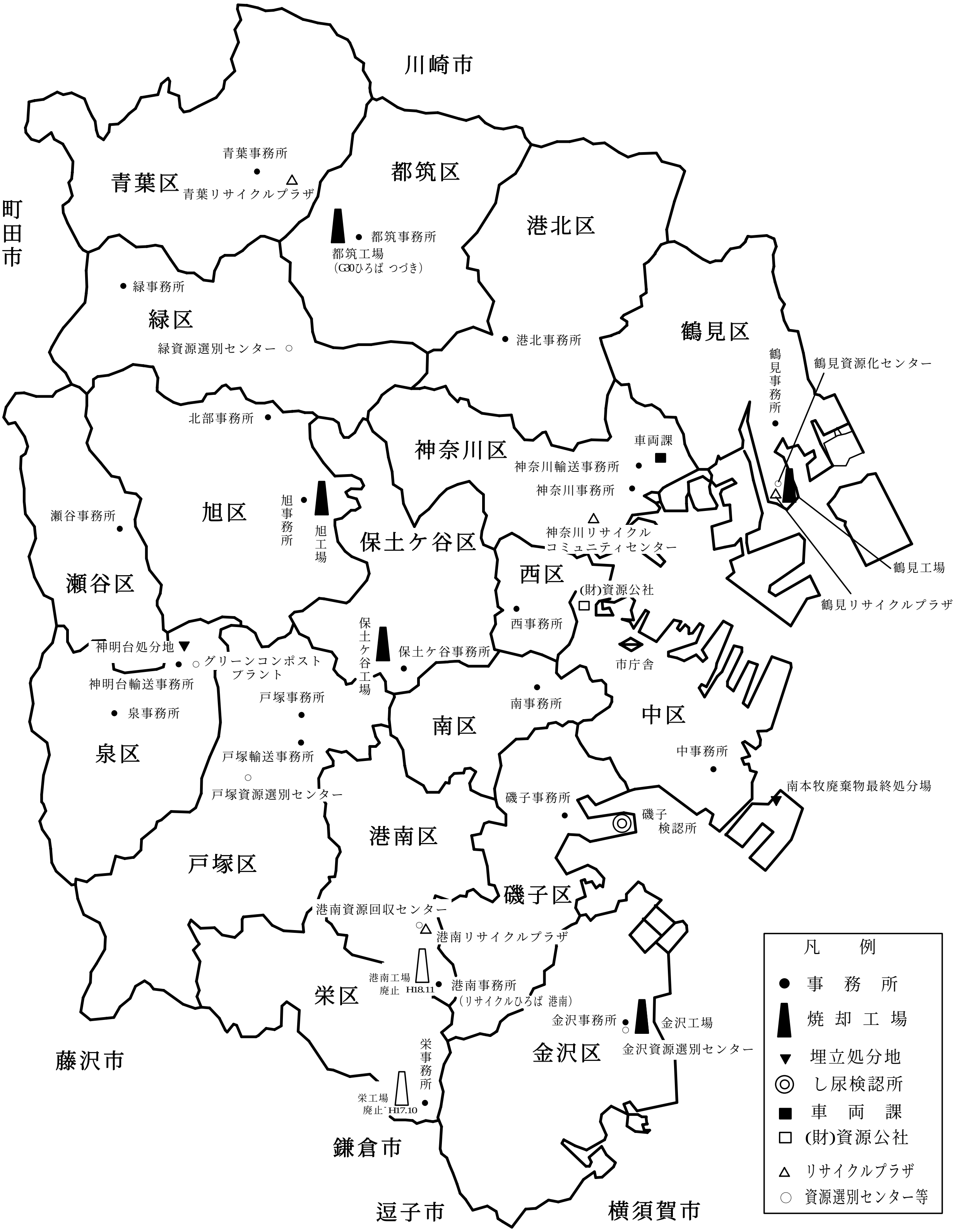
5　施設配置図(平成20年4月1日現在)